

埼玉県議会時報

No.301／令和8年6月定例会号

埼玉県議会事務局

 彩の国 埼玉県



目 次

6 月定例会

6 月定例会会期日程	1
6 月定例会の経過	2
議席一覧表	8
会派構成	8
正副議長	8
委員会委員名簿	8
知事提案説明	11
説明者一覧	13
質疑質問	13
委員長報告	20
議案の審議結果 (知事提出議案、議員提出議案)	30
陳情受付状況	44
閉会中における特定事件一覧表	45
閉会中の委員会活動	46
議会日誌	57
請願案内・傍聴案内	

6 月定例会のあらまし



議 長 荒 木 裕 介



副議長 吉 良 英 敏

令和 8 年 6 月定例会について、御報告いたします。

令和 8 年 6 月定例会を 6 月 15 日（月）から 7 月 3 日（金）まで開催しました。知事から議案 13 件、議員から議案 20 件がそれぞれ提出され、計 33 議案について審議の上、採決を行いました。

その結果、知事提出議案では、「令和 8 年度埼玉県一般会計補正予算（第 1 号）」など 10 件を原案どおり可決、「専決処分の承認を求めることについて」1 件を承認、「埼玉県副知事の選任について」など 2 件を同意としました。議員提出議案では、「石油等由来製品の安定供給を阻害している要因の究明と解消を求める意見書」など 20 件を原案どおり可決としました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の 6 月 8 日（月）と会期中 5 日、計 6 日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

6 月 定 例 会

令和 8 年 6 月定例会会期日程

自 6月15日
至 7月3日 19日間

日 次	月 日	曜	開 会 時 刻	摘 要
第 1 日	6 月15日	月	午 前 10 時	開会、知事提出議案の報告、上程
第 2 日	6 月16日	火		議案調査
第 3 日	6 月17日	水		〃
第 4 日	6 月18日	木		〃
第 5 日	6 月19日	金	午 前 10 時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第 6 日	6 月20日	土		休日休会
第 7 日	6 月21日	日		〃
第 8 日	6 月22日	月	午 前 10 時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第 9 日	6 月23日	火	〃	〃
第10日	6 月24日	水	〃	〃
第11日	6 月25日	木	〃	〃 議案及び請願の委員会付託
第12日	6 月26日	金		議案調査
第13日	6 月27日	土		休日休会
第14日	6 月28日	日		〃
第15日	6 月29日	月		委員会
第16日	6 月30日	火		〃 ・ 議案調査
第17日	7 月 1 日	水		〃 （特別）
第18日	7 月 2 日	木		議案調査
第19日	7 月 3 日	金	午 前 10 時	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

6 月定例会の経過

■ 6 月 8 日（月）

代 表 者 会 議

午後 1 時 30 分開会

令和 8 年度訓練の実施について、議長から説明し、了承。

午後 1 時 41 分閉会

議 運 日 誌（第 1 回）



議会運営副委員長
阿 左 美 健 司



議会運営委員長
藤 井 健 志



議会運営副委員長
橋 詰 昌 児

午後 1 時 59 分開会

- 1 本日、松坂喜浩議員から議長宛てに議員辞職願が提出され、本日付けで辞職を許可したことが報告され、会派別所属議員数は次のとおりとなったことを確認。

会派名称（略称）	所属議員数	代表者氏名
埼玉県議会自由民主党議員団（自 民）	52	田 村 琢 実
埼玉民主フォーラム（民主フォーラム）	11	木 村 勇 夫
埼玉県議会公明党議員団（公 明）	9	蒲 生 徳 明
無所属県民会議（県 民）	5	井 上 航
日本共産党埼玉県議会議員団（共産党）	3	城 下 のり子
無所属改革の会（改 革）	1	中 川 浩
無所属保守さくらの会（さくらの会）	1	古 川 圭 吾
埼玉県市民ネットワーク（ネット）	1	山 田 裕 子
無所属	3	—
合 計	86 (欠員7)	

- 2 会派別所属議員数の変更に伴い、議会運営委員会の会派別委員配分を、次のとおり変更することを了承。

会派	自民	民 主 党	公明	県民	共産党	改革	さくらの会	ネット	無所属	計	定数
議会運営	11	2	2	1	1					17	17

- 3 金野桃子委員から議会運営委員の辞任願が提出されたため、辞任を了承し、本日付けで議長が辞任を許可。また、欠員となった議会運営委員に、小川直志議員

を選任することを了承し、本日付けで議長が選任。

なお、この件について、開会日の本会議においてこの旨の報告を行うことを了承。新委員入室のため、一旦休憩した。

午後 2 時 4 分休憩

議 運 日 誌（第 2 回）

午後 2 時 4 分再開

- 1 6 月定例会の付議予定議案について、堀光副知事及び企画財政部長から説明。
- 2 請願の受付状況について、議事課長から説明。
- 3 質疑質問者数、質疑質問日数及び会派別日別質疑質問者の割り振りは次のとおりとすることを了承。

会派	質問日	第 1 日	第 2 日	第 3 日	第 4 日	第 5 日	計
自 民		1	2	2	2	3	10
民主フォーラム		1			1		2
公 明		1					1
県 民			1				1
共 産 党				1			1
改 革							
さくらの会							
ネ ッ ト							
無 所 属							
計		3	3	3	3	3	15

- 4 質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限は、開会日前日に当たる 6 月 12 日（金）の正午までとすることを了承。
- 5 6 月定例会の会期予定は、委員長案を基に協議した結果、6 月 15 日から 7 月 3 日までの 19 日間とすることを了承。
- 6 発言通告書の提出期限は、先例どおり、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の 3 日前の正午まで、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の 2 日前の正午までとすることを確認。
- 7 会派別所属議員数の変更に伴い、県民の議席の枠を変更することを了承し、これを受けて、本日付けで議長が県民の議席を変更。

なお、議席の氏名柱及び登退庁ランプの調整については、開会日までの間に行うことを了承。

- 8 1 名欠員となっている八潮市道路陥没事故調査等特別委員に、金野桃子議員を選任することを了承し、本日付けで議長が選任。

なお、八潮市道路陥没事故調査等特別委員の選任については、開会日の本会議においてこの旨の報告を行うことを了承。

- 9 本会議のテレビ放送予定を了承。また、テレビ広報番組「こんにちは県議会です」を制作し、放映するこ

とを説明。

10 県議会ホームページへの代表・一般質問の質問項目の分野別掲載について、定例会概要のページに、新たに議員ごとの質問項目を分野ごとに分類した一覧表を掲載する取組を本定例会から実施することを説明。

11 インターネット録画中継における字幕表示について、以下の2点を本定例会から実施することを了承。

(1) 本会議等が開かれた日からおおむね1週間後に、公開済みの録画中継映像に、AIにより生成された字幕を追加する。

(2) 会議録が公開された後は、録画中継画面に会議録を掲載する。

午後2時26分閉会

■ 第1日〔6月15日（月）〕

◆◆◆◆◆ 代表者会議 ◆◆◆◆◆

午前9時開会

1 知事追加提出議案（人事議案）について、知事から説明。

2 県議会広報テレビ番組「主要会派代表者討論会」について、議運委員長から以下のとおり説明し、了承。

(1) 今年度も、主要会派代表者による討論番組の制作・放送を行う。

(2) 番組の構成として、昨年度に引き続き、主要会派代表者5名が参加し、1時間の討論会を実施する。

(3) 放送日時は、令和8年12月下旬の午後7時から8時を予定し、令和9年の1月中旬頃に再放送も予定している。事前にテレビ埼玉のスタジオで収録を行い、昨年度と同様、ファシリテーター、ゲスト、司会も出演を予定している。

(4) テーマ案については、9月定例会の各会派代表者会議において、提示を予定している。

なお、テレビ番組の企画放送に係る監修は、議運委員長に一任いただく。

3 県議会広報ラジオ番組について、政策調査課長から以下のとおり説明し、了承。

(1) これまでテレビ番組として放送していた常任・特別委員長インタビュー番組をラジオ番組として制作・放送する。

(2) 主要会派議員等によるトーク番組を今年度も引き続き実施する。

(3) 高校生主権者教育との連動番組として、令和9年1月に開催予定の高校生と議員との意見交換会の様子を公開収録し、放送する。

なお、意見交換会開催に先立ち、参加校である県立不動岡高校、県立小川高校に議員が出向いて出前講座を実施する。

午前9時2分休憩

午前9時2分再開

午前9時7分閉会

議 運 日 誌

午前9時29分開会

1 知事追加提出議案について、堀光副知事及び企画財政部長から説明。

2 本定例会において質疑質問を行う議員の氏名及び質問形式を確認し、発言順位の調整を行った。

その結果は次のとおりである。

月 日 (曜)	発言順位	議席番号	氏 名	会 派 名	質問形式
6月19日(金)	1	53	美田 宗亮	自 民	一 括
	2	76	水村 篤弘	民主フォーラム	一 括
	3	59	安藤 友貴	公 明	一 括
6月22日(月)	1	8	橋本 健人	自 民	一問一答
	2	32	八子 朋弘	県 民	一問一答
	3	34	金子 裕太	自 民	一問一答
6月23日(火)	1	35	林 薫	自 民	一問一答
	2	29	城下のり子	共 産 党	一問一答
	3	33	保谷 武	自 民	一問一答
6月24日(水)	1	24	松本 義明	自 民	一問一答
	2	27	細川 威	民主フォーラム	一問一答
	3	38	杉田 茂実	自 民	一 括
6月25日(木)	1	50	宮崎 吾一	自 民	一 括
	2	40	千葉 達也	自 民	一問一答
	3	71	岡地 優	自 民	一 括

3 意見書・決議案について、各会派から提出するものは、件名を質疑質問の中日・6月23日（火）、案文を質疑質問の最終日・6月25日（木）、それぞれ午後5時までに議運委員長に提出し、各会派間において意見調整を必要とするものについては、正副委員長に一任することを了承。

また、委員会から提出するものは、最終日・7月3日（金）の朝までに議運委員長に報告することを了承。

4 本日の議事日程を確認。

5 県政記者クラブ加盟社が、本定例会の本会議をテレビ取材することを了承。

午前9時41分散会

〔本 会 議〕

本日招集の令和8年6月定例会は、午前10時1分に開会され、直ちにこの日の本会議が開かれた。

まず、6月8日付けで、議席の変更を行った旨の報告がなされた。

次に、新任者の紹介が行われ、

石 川	薫	教 育 長
鈴 木	誠	教育委員会委員
大 澤	一 司	人事委員会委員
宗 像	英 明	公安委員会委員
三 橋	亨	総 務 部 長
竹 内	康 樹	環 境 部 長
萩 原	啓	産 業 労 働 部 長

小 島 茂 県土整備部長
中 村 克 都市整備部長
堀 口 幸 生 会 計 管 理 者
小 澤 孝 文 警 察 本 部 長
檜 山 志のぶ 監査事務局長

が就任の挨拶を行った。

次に、

65番 細 田 善 則 議員

66番 永 瀬 秀 樹 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本定例会の会期は、本日から7月3日までの19日間とすることに決定された。

次に、諸報告に入り、

- 1 松坂喜浩議員の議員辞職
- 2 議会運営委員の辞任及び選任
- 3 八潮市道路陥没事故調査等特別委員の選任
- 4 2月定例会において可決した意見書・決議の処理結果
- 5 一般会計継続費通次繰越、繰越明許費繰越、事故繰越し繰越
- 6 特別会計継続費通次繰越、繰越明許費繰越
- 7 公営企業会計継続費通次繰越、予算繰越
- 8 地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分
- 9 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく法人の経営状況
- 10 埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例第5条の規定に基づく報告
- 11 現金出納検査結果（令和8年2月分～4月分）
- 12 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の報告がなされた。

次に、本定例会に知事から提出された議案10件の報告がなされた後、知事提出議案が一括上程され、知事の提案説明が行われた。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開会 午前10時22分散会

出席議員86人 欠席議員なし

（令和8年6月15日現在在職議員86人）

■ 第2日〔6月16日（火）〕

議案調査

■ 第3日〔6月17日（水）〕

議案調査

■ 第4日〔6月18日（木）〕

議案調査

■ 第5日〔6月19日（金）〕

議 運 日 誌

午前9時29分開会

- 1 地方自治法の一部改正に伴う規定の整備について、

地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項の改正案の概要を確認し、今後の議運で協議することを了承。

- 2 全国都道府県議会議長会「女性議員研究交流大会」について、政策調査課長から説明。議長から、議員6名を派遣したいとの意向が示されたことを報告し、自民2名、民主フォーラム1名、公明1名、県民1名、共産党1名の配分枠で5会派から推薦することを了承。

また、オンラインによる参加希望の照会については、別途、各議員へ事務局から連絡がある旨を説明。

- 3 高等学校への出前講座について、政策調査課長から説明。派遣予定議員を10名とし、埼玉県議会だよりに係る広報検討会正副会長のほか、自民4名、民主フォーラム1名、公明1名、県民1名、共産党1名の配分枠で各会派から推薦することを了承。また、派遣する議員について、7月3日（金）までに各会派から推薦することを了承。

- 4 委員会会議録の調製方法について、委員長から、要点記録での調製から、本会議や予算特別委員会と同様、全文反訳による調製へ先例を変更することを提案。

このことについて、今後の議運で協議することを了承。

- 5 本日の議事日程を確認。

午前9時37分散会

〔本 会 議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、まず、知事追加提出議案（第101号議案）の報告、上程がなされ、知事の提案説明が行われた。

次に、知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問に入り、この日は、

53番 美 田 宗 亮 議員（自民）

76番 水 村 篤 弘 議員（民主フォーラム）

59番 安 藤 友 貴 議員（公明）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前11時1分休憩

午前11時13分再開 午前11時24分休憩

午後1時再開 午後2時1分休憩

午後2時11分再開 午後2時22分休憩

午後3時1分再開 午後4時8分散会

出席議員86人 欠席議員なし

■ 第6日〔6月20日（土）〕

休日休会

■ 第7日〔6月21日（日）〕

休日休会

■ 第8日〔6月22日（月）〕

〔本 会 議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、質疑質問が

続行された。

この日は、

8番 橋 本 健 人 議員（自民）

32番 八 子 朋 弘 議員（県民）

34番 金 子 裕 太 議員（自民）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前10時57分休憩

午前11時8分再開 午前11時24分休憩

午後1時再開 午後1時52分休憩

午後2時3分再開 午後2時22分休憩

午後2時59分再開 午後4時4分散会

出席議員86人 欠席議員なし

■ 第9日〔6月23日（火）〕

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、

35番 林 薫 議員（自民）

29番 城 下 のり子 議員（共産党）

33番 保 谷 武 議員（自民）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時49分休憩

午前10時59分再開 午前11時16分休憩

午後1時2分再開 午後1時58分休憩

午後2時8分再開 午後2時27分休憩

午後2時59分再開 午後3時54分散会

出席議員86人 欠席議員なし

■ 第10日〔6月24日（水）〕

〔本 会 議〕

午前10時9分、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、

24番 松 本 義 明 議員（自民）

27番 細 川 威 議員（民主フォーラム）

38番 杉 田 茂 実 議員（自民）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時9分開議 午前11時13分休憩

午後1時再開 午後2時6分休憩

午後3時再開 午後4時6分散会

出席議員86人 欠席議員なし

■ 第11日〔6月25日（木）〕

議 運 日 誌

午前9時30分開会

1 議案（第91号議案～第101号議案）を、付託表のとおり各委員会に付託することを了承。

2 予算特別委員会の附帯決議について、知事から議長宛てに、報告したい旨の申出があったことを報告。

この件について、環境農林委員会において、執行部が報告を行うことを了承。

3 地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項の一部改正案について、委員長案を了承。

4 各会派から提出された意見書・決議案の件名を確認。

5 委員会会議録の調製方法について、去る6月19日（金）の議運で配布した委員長案のとおり、先例の変更を了承。（7ページ参照）

6 埼玉県浦和競馬組合議会から、同組合議会議員3名の補欠選挙の依頼があり、この件について、今後の議運で選挙の方法等について協議することを了承。

7 自民から、6月22日（月）の八子朋弘議員の一般質問において、学校への空調導入に関する質問が当該校の生徒が傍聴する中で行われた経緯について調査されたい旨を発言。

この件について、調査の上、後日の議運で協議することを了承。

8 本日の議事日程を確認。

午前9時38分散会

〔本 会 議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、まず、監査結果報告（埼玉県南西部地域振興センターほか177か所）及び陳情の報告が行われた。

次に、質疑質問が続行され、

50番 宮 崎 吾 一 議員（自民）

40番 千 葉 達 也 議員（自民）

71番 岡 地 優 議員（自民）

が順次登壇し、本定例会の質疑質問は終了した。

次に、本定例会に提出された第91号議案～第101号議案が各所管の委員会に付託された。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前10時55分休憩

午前11時5分再開 午前11時39分休憩

午後0時59分再開 午後2時4分休憩

午後3時1分再開 午後4時12分散会

出席議員86人 欠席議員なし

■ 第12日〔6月26日（金）〕

議案調査

■ 第13日〔6月27日（土）〕

休日休会

■ 第14日〔6月28日（日）〕

休日休会

■ 第15日〔6月29日（月）〕

〔常任委員会〕

この日は、企画財政、総務県民生活、環境農林、福祉保健医療、産業労働企業、県土都市整備、文教及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

■ 第16日〔6月30日（火）〕

〔委員会〕・議案調査

この日は、八潮市道路陥没事故調査等特別委員会が開かれた。

■ 第17日〔7月1日（水）〕

議 運 日 誌

午前10時5分開会

特別な事情が生じたため、委員会を開会した。

堀光副知事から、特別委員会の開催の準備過程において、委員に質問内容を聞き取るなど行き過ぎた対応があったことの報告と、今後、同様の対応がないよう徹底する旨を発言。

自民から、活発な意見を交わす必要がある委員会において、今後このようなことがないように会派として申し入れたいとの発言があり、委員長から、執行部に委員会での公正な審査への協力を依頼。

午前10時9分散会

〔特別委員会〕

この日は、自然再生・循環社会対策、地方創生・行財政改革、公社事業対策、少子・高齢福祉社会対策、経済・雇用対策、危機管理・大規模災害対策及び人材育成・文化・スポーツ振興の各特別委員会が開かれた。

■ 第18日〔7月2日（木）〕

議案調査

■ 第19日〔7月3日（金）〕

代 表 者 会 議

午前9時1分開会

議員定数及び選挙区等に関する条例について、各会派において9月定例会までに検討し、9月定例会で協議することを了承。

午前9時2分開会

議 運 日 誌（第1回）

午前9時40分開会

- 1 各常任委員会の審査結果を確認。
- 2 議会運営委員会の閉会中の特定事件を決定。
- 3 地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項の一部改正案について、議運委員の連名の議案提出案として提案することを了承。
- 4 調整後の意見書案の件名を確認。
- 5 全国都道府県議会議長会「女性議員研究交流大会」への議員派遣について、議運委員の連名の議員提出議

案として提案することを了承。

- 6 高等学校への出前講座への議員派遣について、議運委員の連名で提案することを了承。

- 7 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙について、指名推選の方法で行うこと及び会派別配分を自民1、民主フォーラム1、公明1とすることを了承。なお、次の本会議休憩中に、議員を推薦する会派から候補者を報告することを確認。

また、選挙の日程は全ての議案の採決後とすることを了承。

- 8 「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく令和8年度の策定等予定計画一覧表についての変更を了承。

- 9 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前9時46分休憩

〔本 会 議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、まず、各常任委員会の審査結果報告（文書）が行われた後、第91号議案～第101号議案が一括上程され、各常任委員長の審査経過報告（口頭）に入り、

逢 澤 圭一郎 企 画 財 政 委 員 長
柿 沼 貴 志 総 務 県 民 生 活 委 員 長
小 川 直 志 環 境 農 林 委 員 長
松 井 弘 福 祉 保 健 医 療 委 員 長
関 根 信 明 産 業 労 働 企 業 委 員 長
杉 田 茂 実 県 土 都 市 整 備 委 員 長
渡 辺 大 文 教 委 員 長
千 葉 達 也 警 察 危 機 管 理 防 災 委 員 長

が順次登壇した。

次に、各特別委員会の付託案件が一括上程され、各特別委員長の審査経過及び結果報告に入り、

美 田 宗 亮 自然再生・循環社会対策 特別委員長
藤 井 健 志 地方創生・行財政改革 特別委員長
内 沼 博 史 公 社 事 業 対 策 特別委員長
永 瀬 秀 樹 少子・高齢福祉社会対策 特別委員長
飯 塚 俊 彦 経 済 ・ 雇 用 対 策 特別委員長
木 下 博 信 危機管理・大規模災害対策 特別委員長
松 澤 正 人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長
宇田川 幸 夫 八潮市道路陥没事故調査等 特別委員長

が順次登壇し、午前11時21分、一旦休憩した。

議 運 日 誌（第2回）

午後1時59分再開

- 1 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
- 2 議案に対する討論はないことを確認。
- 3 議案の採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第91号議案～第101号議案	各会派、無所属とも原案可決・承認に賛成

- 4 知事追加提出議案（人事議案）について

- | 区 分 | 備 考 |
|------------------|----------------|
| 第102号議案及び第103号議案 | 各会派、無所属とも同意に賛成 |

- (1) 議決案 1 件、意見書案 16 件、事件 3 件の案文及び提案者を確認。
- (2) 各議案とも提案説明はないことを確認。
- (3) 各議案とも質疑はないことを確認。
- (4) 各議案とも委員会審査は省略することを確認。
- (5) 討論について次のとおり確認。

(6) 採決区分は次のとおりであることを確認

区 分	備 考
(1)議第35号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、さくらの会、無所属は原案可決に賛成、共産党、改革、ネットは原案可決に反対
(2)議第36号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、さくらの会、ネット、無所属は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対
(3)議第20号議案～議第34号議案及び 議第37号議案～議第39号議	各会派、無所属とも原案可決に賛成

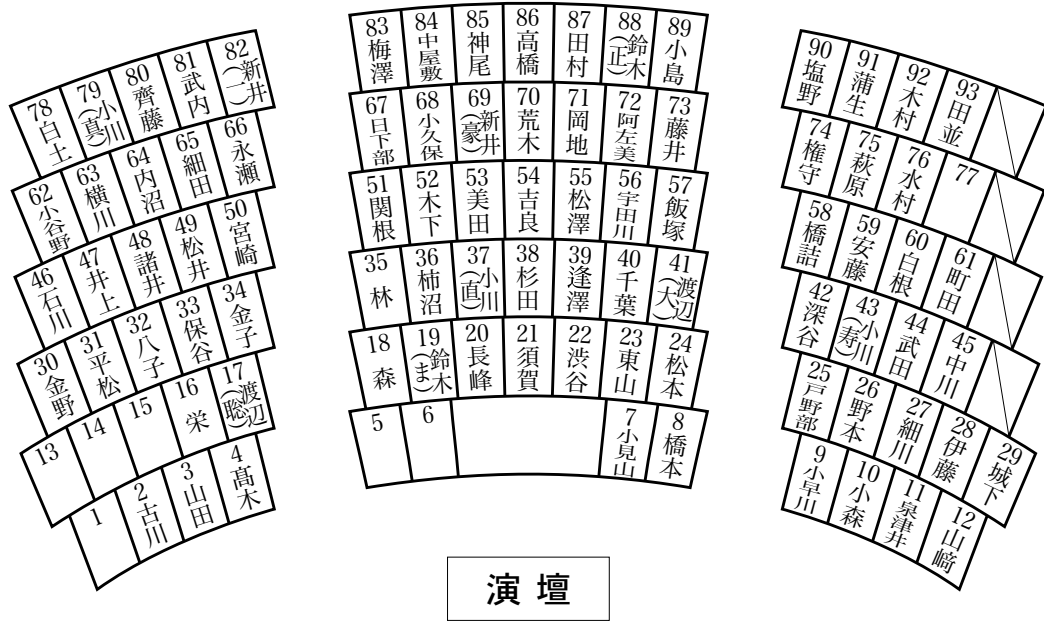
- 次に、知事から追加提出された第102号議案及び第103

(令和8年7月3日現在在職議員86人)

【 変 更 前 】	【 変 更 後 】
202 委員会の会議録は、担当書記が委員長の指示を受けて <u>要点を記録し</u> 調製する例である。	202 委員会の会議録は、担当書記が委員長の指示を受けて <u>全文反訳により</u> 調製する例である。

議 席 一 覧 表

(8.7.3現在)



会 派 構 成

自 由 民 主 党	52人	無 所 属 改 革 の 会	1人
埼 玉 民 主 フォーラム	11人	無 所 属 保 守 さ く ら の 会	1人
公 明 党	9人	埼 玉 県 市 民 ネットワーク	1人
無 所 属 県 民 会 議	5人	無 所 属	3人
日 本 共 産 党	3人		

計 86人

正 副 議 長

議 長 荒 木 裕 介

副 議 長 吉 良 英 敏

(8.7.3現在)

委 員 会 委 員 名 簿

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

議 会 運 営 委 員 会 委 員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎藤 井 健 志 (自 民) ○阿左美 健 司 (自 民) ○橋 詰 昌 晃 (公 明)	小早川一博 (公 明) 伊藤はつみ (共産党) 平松 大佑 (県 民) 小川 直志 (自 民) 杉田 茂実 (自 民) 町田 皇介 (駐フォーラム) 横川 雅也 (自 民) 細田 善則 (自 民) 水村 篤弘 (駐フォーラム) 白土 幸仁 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 齊藤 邦明 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 小島 信昭 (自 民)

図 書 室 委 員 会 委 員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎逢 澤 圭一郎 (自 民) ○松 井 弘 (自 民)	小早川一博 (公 明) 山崎すなお (共産党) 細川 威 (駐フォーラム) 平松 大佑 (県 民) 金子 裕太 (自 民) 小川 寿士 (駐フォーラム) 美田 宗亮 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 内沼 博史 (自 民) 岡地 優 (自 民) 新井 一徳 (自 民) 神尾 高善 (自 民)

常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎逢 澤 圭一郎 (自 民) ○松 本 義 明 (自 民)	橋本 健人 (自 民) 井上 航 (県 民) 橋詰 昌児 (公 明) 白根 大輔 (駐ﾌｵｰﾑ) 細田 善則 (自 民) 阿左美健司 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 白土 幸仁 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 木村 勇夫 (駐ﾌｵｰﾑ)
総 務 県民生活 (12)	◎柿 沼 貴 志 (自 民) ○鈴 木 まさひろ (自 民)	渡辺聡一郎 (自 民) 城下のり子 (共産党) 金野 桃子 (県 民) 宮崎 吾一 (自 民) 木下 博信 (自 民) 藤井 健志 (自 民) 水村 篤弘 (駐ﾌｵｰﾑ) 齊藤 邦明 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 欠
環境農林 (11)	◎小 川 直 志 (自 民) ○戸野部 直 乃 (公 明)	山田 裕子 (ネット) 泉津井京子 (駐ﾌｵｰﾑ) 長峰 秀和 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 飯塚 俊彦 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 欠
福 祉 保健医療 (12)	◎松 井 弘 (自 民) ○金 子 裕 太 (自 民)	伊藤はつみ (共産党) 林 薫 (自 民) 小川 寿士 (駐ﾌｵｰﾑ) 横川 雅也 (自 民) 日下部伸三 (自 民) 小久保憲一 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 田並 尚明 (駐ﾌｵｰﾑ) 欠

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
産業労働 企 業 (12)	◎関 根 信 明 (自 民) ○森 伊久磨 (自 民)	高木 功介 (無所属) 須賀 昭夫 (自 民) 野本 怜子 (駐ﾌｵｰﾑ) 永瀬 秀樹 (自 民) 新井 豪 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 鈴木 正人 (自 民) 欠 欠
県土都市 整 備 (12)	◎杉 田 茂 実 (自 民) ○小早川 一 博 (公 明)	古川 圭吾 (さくらの会) 小見山祐紀 (自 民) 細川 威 (駐ﾌｵｰﾑ) 平松 大佑 (県 民) 保谷 武 (自 民) 小谷野五雄 (無所属) 内沼 博史 (自 民) 岡地 優 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 欠
文 教 (11)	◎渡 辺 大 (自 民) ○栄 寛 美 (自 民)	山崎すなお (共産党) 渋谷真実子 (自 民) 八子 朋弘 (県 民) 諸井 真英 (無所属) 松澤 正 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 町田 皇介 (駐ﾌｵｰﾑ) 新井 一徳 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民)
警 察 危機管理 防 災 (11)	◎千 葉 達 也 (自 民) ○深 谷 顕 史 (公 明)	小森 克己 (駐ﾌｵｰﾑ) 東山 徹 (自 民) 武田 和浩 (駐ﾌｵｰﾑ) 中川 浩 (改 革) 吉良 英敏 (自 民) 宇田川幸夫 (自 民) 武内 政文 (自 民) 神尾 高善 (自 民) 欠

特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対 策 (13)	◎美 田 宗 亮 (自 民) ○関 根 信 明 (自 民)	小早川一博 (公 明) 東 山 徹 (自 民) 松本 義明 (自 民) 八子 朋弘 (県 民) 小川 寿士 (駐ﾌｵｰﾑ) 諸井 真英 (無所属) 細田 善則 (自 民) 新井 豪 (自 民) 神尾 高善 (自 民) 木村 勇夫 (駐ﾌｵｰﾑ) 欠
地方創生・ 行財政改革 (13)	◎藤 井 健 志 (自 民) ○杉 田 茂 実 (自 民)	橋本 健人 (自 民) 渋谷真実子 (自 民) 城下のり子 (共産党) 保谷 武 (自 民) 井上 航 (県 民) 横川 雅也 (自 民) 小久保憲一 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 田並 尚明 (駐ﾌｵｰﾑ) 欠
公社事業 対 策 (13)	◎内 沼 博 史 (自 民) ○逢 澤 圭一郎 (自 民)	高木 功介 (無所属) 山崎すなお (共産党) 渡辺聡一郎 (自 民) 金野 桃子 (県 民) 林 薫 (自 民) 宮崎 吾一 (自 民) 白根 大輔 (駐ﾌｵｰﾑ) 町田 皇介 (駐ﾌｵｰﾑ) 権守 幸男 (公 明) 武内 政文 (自 民) 小島 信昭 (自 民)
少 子・ 高齢福祉 社会対策 (13)	◎永 瀬 秀 樹 (自 民) ○柿 沼 貴 志 (自 民)	小森 克己 (駐ﾌｵｰﾑ) 長峰 秀和 (自 民) 須賀 昭夫 (自 民) 深谷 顕史 (公 明) 中川 浩 (改 革) 石川 忠義 (県 民) 日下部伸三 (自 民) 水村 篤弘 (駐ﾌｵｰﾑ) 齊藤 邦明 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 欠

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
経 済・ 雇用対策 (13)	◎飯 塚 俊 彦 (自 民) ○橋 詰 昌 児 (公 明)	山田 裕子 (ネット) 小見山祐紀 (自 民) 森 伊久磨 (自 民) 細川 威 (駐ﾌｵｰﾑ) 平松 大佑 (県 民) 千葉 達也 (自 民) 宇田川幸夫 (自 民) 白土 幸仁 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 欠
危機管理・ 大規模 災害対策 (13)	◎木 下 博 信 (自 民) ○松 井 弘 (自 民)	泉津井京子 (駐ﾌｵｰﾑ) 鈴木まさひろ (自 民) 戸野部直乃 (公 明) 伊藤はつみ (共産党) 金子 裕太 (自 民) 小川 直志 (自 民) 小谷野五雄 (無所属) 新井 一徳 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民) 欠 欠
人材育成・ 文 化・ スポーツ 振 興 (13)	◎松 澤 正 (自 民) ○萩 原 一 寿 (公 明)	古川 圭吾 (さくらの会) 栄 寛美 (自 民) 野本 怜子 (駐ﾌｵｰﾑ) 渡辺 大 (自 民) 武田 和浩 (駐ﾌｵｰﾑ) 安藤 友貴 (公 明) 岡地 優 (自 民) 阿左美健司 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 鈴木 正人 (自 民) 欠
八 潮 市 道路陥没 事故調査等 (14)	◎宇田川 幸 夫 (自 民) ○逢 澤 圭一郎 (自 民)	渡辺聡一郎 (自 民) 細川 威 (駐ﾌｵｰﾑ) 伊藤はつみ (共産党) 金野 桃子 (県 民) 木下 博信 (自 民) 美田 宗亮 (自 民) 松澤 正 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 町田 皇介 (駐ﾌｵｰﾑ) 細田 善則 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明)

知 事

提案説明



知 事 大 野 元 裕

本日ここに6月定例県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、議案をはじめ、当面する県政の諸課題について御審議を頂きますことに、心から感謝を申し上げます。

さて、米国及びイスラエルによるイランへの攻撃に端を発する中東情勢の混乱は、本県経済にも徐々に影を落としてきております。

国は、原油の代替調達進展により原油及び原油関連製品の年度を越えた供給継続が可能であり、流通過程において発生している物資の目詰まりの解消を進めているとのことですが、県内では石油関連製品をはじめとする資材等の価格高騰や調達困難の事例が見られております。

また、既に大手電力9社が6月使用分の電気代の値上げを発表しておりますが、米・イラン両国による覚書合意が報じられてはいるものの、経済への影響の見通しが立たない中、本県経済への影響の更なる拡大が懸念され、中東情勢が物価やサプライチェーンに与える影響を見極めていく必要があります。

本県では、国や他の都道府県に先駆け、県内87か所に設置した相談窓口において県内事業者の状況をつぶさに把握するとともに、中小企業の資金繰りに支障が生じないように、制度融資の経営あんしん資金に新たに設けた経済変動特例を適用するなど、いち早く対応してまいりました。

また、「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」を機動的に開催し、中東情勢の影響及び各種取組について、構成団体の皆様と情報共有しているほか、消費者への影響を把握するため、スーパーマーケットなどの県内大型店舗等に対し消費者動向のモニタリングを実施しており、事業者及び消費者の状況を注視しているところです。

引き続き、中東情勢の県内経済への影響及び県内事業者の状況について関係機関と密に情報共有を行い、社会経済活動の活性化に向けてしっかりと取り組んでまいります。

それでは、今定例会に御提案申し上げました諸議案のうち、主なものにつきまして、順次、御説明いたします。

はじめに、第91号議案「令和8年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）」でございます。

まず、クビアカツヤカミキリの緊急防除の実施についてです。

本年4月末に行った県管理施設における被害状況の緊急調査の結果、早急な対応が必要であると判明した被害木について、伐採、農薬散布・注入による緊急防除を行うほか、広域的かつ集中的な取組を促進するため、市町村管理施設における緊急防除や住民が行う防除への支援などの経費に対する市町村補助を増額します。

次に、国の令和7年度補正予算への対応についてです。

医療分野の生産性向上や医療人材の確保・定着を図るため、業務効率化や職場環境改善に取り組む病院に対し、ICT機器等の導入経費を補助します。

また、地域における安全な無痛分娩の実施のため、モデル医療機関による無痛分娩実施医療機関に対する支援体制の構築などを行うとともに、支援に必要な設備整備費をモデル医療機関に対して補助します。

この結果、一般会計の補正予算額は46億9,529万2千円となり、既定予算との累計額は、2兆4,395億6,029万2千円となります。

次に、第92号議案「令和8年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）」でございます。

浄水場で使用する薬品の価格高騰に伴い、薬品費に不足が見込まれることから、増額を行うものでございます。

この結果、水道用水供給事業会計の補正予算額は、1億3,719万2千円となり、既定予算との累計額は、912億6,222万4千円となります。

次に、その他の議案のうち主なものにつきまして、御説明いたします。

第95号議案「埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例」は、暴力団排除活動の一層の推進を図るため、暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域を追加するとともに、暴力団員が暴力団員である事実を隠蔽する目的で他人の名義を利用することを禁止するものなどでございます。

第97号議案は、SAITAMAロボティクスセンター（仮称）における「ロボット開発イノベーションセンター（仮称）建築工事」の工事請負契約の締結に係るものでございます。

第98号議案は、「川口特別支援学校北棟新築工事」の工事請負契約の締結に係るものでございます。

その他の議案につきましては、提案理由等により御了承を頂きたいと存じます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔追加提案説明〕

(令和8年6月19日)

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

国においては、不透明な中東情勢に対応し、必要な施策を臨機応変に講じるため、特別高圧電力やLPGガス利用者への支援など、地域の実情に応じた支援を強化できるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加を含む補正予算案を6月3日に閣議決定し、同予算が6月5日に成立したところです。

本県においても、国の交付金を活用し、物価高騰に直面する県民及び事業者への支援を行うとともに、先行きが不透明な中東情勢を踏まえ、石油等由来製品の価格高騰や供給不足の影響を受ける事業者への支援などを行うため、補正予算案を編成したものでございます。

以下、補正予算の主なものにつきまして、御説明いたします。

はじめに、物価高騰の影響を受ける生活者・事業者に対する緊急支援についてです。

まず、一般消費者等に対しては、LPGガス料金の高騰による負担を軽減するため、販売事業者を通じ、価格高騰の影響分の一部を補助します。

また、医療施設、福祉施設、私立学校等に対しては、高騰している特別高圧電力価格及びLPGガス価格の影響を緩和するため、価格高騰の影響分を補助します。

さらに、工場や大型商業施設のテナントなど、特別高圧電力を使用している中小企業等に対しては、価格高騰の影響を緩和するため、高圧電力における国の支援と同等分を補助します。

次に、中東情勢の影響を受ける事業者に対する価格高騰・供給不足への緊急支援についてです。

先行きが不透明な中東情勢へのセーフティネットとして、仕入価格の高騰等の影響を受ける中小企業などに対し、石油等由来製品の代替品との価格差を含む仕入価格

の上昇分を補助するとともに、代替品への切替えを行う場合の設備投資への補助を創設します。

さらに、農林水産業者に対しても、石油等由来製品の代替品との価格差を含む仕入価格の上昇分を補助します。

次に、介護支援専門員の安全確保についてです。

去る6月1日に、川口市内で発生した痛ましい事件を受け、喫緊の課題である介護支援専門員の安全確保を図るため、複数人での訪問に係る経費や防犯ブザーの購入など、安全確保対策に要する経費を補助します。

この結果、一般会計の補正予算額は55億1,385万9千円となり、既定予算と先に御提案申し上げました補正予算第1号を合わせた累計額は、2兆4,450億7,415万1千円となります。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

6月定例会における地方自治法第121条
第1項の規定に基づく説明者一覧

知事	大野元裕
副知事	堀光敦史
副知事	山崎達也
副知事	伊藤高
企画財政部長	都丸久
総務部長	三橋亨
県民生活部長	横内ゆり
危機管理防災部長	武澤安彦
環境部長	竹内康樹
福祉部長	岸田正寿
保健医療部長	縄田敬子
産業労働部長	萩原啓
農林部長	竹詰一
県土整備部長	小島茂
都市整備部長	中村克
会計管理者	堀口幸生
公営企業管理者	板東博之
下水道事業管理者	北田健夫
教育長	石川薫
選挙管理委員会委員長	長峰宏芳
人事委員会委員長	大澤一司
同事務局長	片桐徹也
公安委員会委員長	佐藤久仁恵
警察本部長	小澤孝文
同総務部長	石井堅次
労働委員会会長	甲原裕子
同事務局長	久保佳代子
監査委員	小笠原薫子
監査委員	梶田美佐子
同事務局長	檜山志のぶ
収用委員会会長	山崎祐史
内水面漁場管理委員会会長	佐野元彦

質 疑 質 問

6月定例会では、知事から提出された議案を審査するに当たり、自由民主党10人、埼玉民主フォーラム2人、公明党1人、無所属県民会議1人、日本共産党1人の議員が登壇し、それぞれの立場から提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問を行った。

一般質問

6月19日

自	民	美	田	宗	亮	議員
民主フォーラム		水	村	篤	弘	議員
公	明	安	藤	友	貴	議員

6月22日

自	民	橋	本	健	人	議員
県	民	八	子	朋	弘	議員
自	民	金	子	裕	太	議員

6月23日

自	民	林		薫	議員
共	産	城	下	のり子	議員
自	民	保	谷	武	議員

6月24日

自	民	松	本	義	明	議員
民主フォーラム		細	川		威	議員
自	民	杉	田	茂	実	議員

6月25日

自	民	宮	崎	吾	一	議員
自	民	千	葉	達	也	議員
自	民	岡	地		優	議員

自由民主党

美田 宗亮議員



- 1 中東情勢が県内に与える影響及び県の対応について
- 2 県土整備事務所の再編整備について
 - (1) 検討の経緯について
 - (2) 懸念の声の受け止めについて
 - (3) 現在の状況と結果について
- 3 人口減少社会における埼玉県の都市戦略について
- 4 「防災先進地域化」の考えについて
- 5 地域区分制度と介護提供体制の維持について
 - (1) 埼玉県は東京の介護人材供給基地になっていないか
 - (2) 地域包括ケアシステムとの整合性について
 - (3) 介護人材流出の実態把握と令和9年度以降を見据えた対応について
- 6 埼玉県東南部地域の災害時医療体制について
- 7 地域における私立幼稚園の役割と現状認識について
 - (1) 運営費補助金の算定基準の明確化について
 - (2) 人材確保の課題について～近隣自治体との支援格差の解消～
- 8 「確かな学力」「シビックプライド」の成果を生み出すことについて
- 9 専門性を生かした体育教育の充実と、実効性ある幼保小接続の推進について
 - (1) 体育授業における専門的な技能を持つ外部人材の活用について
 - (2) あそび・運動・体育を軸とする「交流プログラム」をきっかけとした幼保小接続の強化について

- 3 介護職員・ケアマネジャーの安全確保に向けての複数訪問費用補助制度の改善について
 - (1) 補助制度の抜本的改善と手続きの簡素化について
 - (2) 同行者の要件緩和と外部人材の活用支援について
- 4 子どもの食育と儲かる農業を両立する有機給食の推進について
 - (1) 環境配慮型農業の推進について
 - (2) 民間団体との連携による有機給食のノウハウ共有・研修の充実について
- 5 あと数マイル・プロジェクトの進捗について
 - (1) 東京12号線（大江戸線）の東所沢駅延伸について
 - (2) 多摩都市モノレール延伸と「移動の観光化」を実現する都市型ロープウェイ等の導入可能性について
- 6 学校部活動等のバス借り上げ及び移動時の安全対策について
 - (1) 県立学校における実態調査などを踏まえた今後の安全対策について
 - (2) 私立学校における安全対策について
- 7 全ての産業を対象にした公契約の適正化について～公契約条例制定の進捗について～
- 8 デジタル自転車ルールカードを用いた交通安全対策について
 - (1) 全県的な普及・活用について
 - (2) 公立中学校・高校での普及・活用について
- 9 西武池袋線・JR武蔵野線の直通臨時列車と秋津駅・新秋津駅の直結を契機とした地域活性化について
- 10 所沢航空発祥記念館リニューアルの戦略について
 - (1) 新コンテンツとリニューアル工事の具体的進捗状況について
 - (2) アクティブ・ラーニングの視点からのリニューアル戦略について

埼玉民主フォーラム

水村 篤弘議員



- 1 万引き犯罪防止対策の強化について
 - (1) 埼玉県万引き防止官民合同会議の機能拡充について
 - (2) 店舗等の負担軽減のための専用調書の活用について
 - (3) 高齢者等の再犯防止に向けての連携強化について
- 2 肢体不自由の方とご家族が更に暮らしやすい環境づくりについて
 - (1) 補装具の更新判定の利便性向上について
 - (2) 居宅生活動作補助用具の給付事業の改善について
 - (3) ユニバーサルシートの設置促進について

公明党

安藤 友貴議員



- 1 中東情勢に伴う原油高や国際物流停滞による県内産業への影響について
 - (1) 建設資材の供給遅延による公共事業への影響について
 - (2) 建設現場における資材不足と年度内工事執行の課題について
 - (3) 国の交付金の規模に対する受け止めと県の支援策について
- 2 女性の視点を生かした地域防災力の向上について
 - (1) 女性防災士や女性防災リーダーの育成と課題、継続的な活躍を支える仕組みづくりについて

- (2) 女性や子育て世代の地域防災活動への参加支援と女性防災リーダーのネットワークづくりの推進について
- 3 教員加配制度について
 - (1) 教員加配制度の柔軟な運用について
 - (2) 産休・育休取得に伴う産育加配の対応について
- 4 伊豆潮風館について
 - (1) 障がい当事者や家族の意見の受け止めと今後の検討への反映について
 - (2) 民間宿泊施設による代替可能性の検証について
 - (3) 伊豆潮風館が有する福祉的価値の評価について
 - (4) 伊豆潮風館の存続に向けた検討について
- 5 交通DXの推進による安全で円滑な交通環境の実現について
 - (1) AIを活用した交通管制システムの高度化と次世代交通管制システムの導入について
 - (2) AI等を活用した道路標示の維持管理について
- 6 LPガス料金負担軽減補助事業について
 - (1) 協力事業者数減少の分析について
 - (2) 制度運用の見直しについて
- 7 地元問題
 - (1) 保谷朝霞線の整備について
 - (2) 東京12号線（都営大江戸線）の延伸促進について
 - (3) あたご・菅沢地区の市街地整備と市街化区域への編入について

自由民主党

橋本健人議員



- 1 持続可能性のある地方自治の実現について
 - (1) 首都圏の性質を踏まえた税源偏在の是正
 - (2) 県民の更なる理解促進
- 2 二つの歴史的課題に対応するための「埼玉県5か年計画」について
 - (1) 計画最終年度の総仕上げ
 - (2) 県民満足度調査から見る重点課題
- 3 県の経済的優位性を高めるための産業振興について
 - (1) 企業価値担保権制度の活用
 - (2) 副業・兼業人財の支援による開業率の向上
 - (3) 海外から稼ぐ力の強化に向けた新たな品種・系統の育成
- 4 日本の未来を担う全てのこどもが成長できる社会について
 - (1) こども誰でも通園制度の充実
 - (2) ICTを活用したこどものこころの見守り
 - (3) こどもの可能性を広げる放課後の環境づくり

- 5 2040年を見据えた地域医療体制の確保について
- 6 プロスポーツを軸としたまちづくりによる地域活性化について
- 7 挑戦する人財が集まり続ける埼玉県庁について
 - (1) 執務環境の改善
 - (2) 職責に応じた給与体系への見直し
 - ア 制度の改正
 - イ 人事委員会の勧告
 - (3) 公務員と民間企業が行き来可能な採用制度の創設
- 8 地元問題について
 - (1) 新方川流域における調節池の整備
 - (2) 荻島地区産業団地の整備

無所属県民会議

八子朋弘議員



- 1 いわゆる「高校無償化」への対策について
 - (1) 公立高校の役割、存在意義について
 - (2) 公立高校の価値、強みについて
 - (3) 公立高校への支援について
- 2 県立高校の倍率向上策について
- 3 県立男女別学校の維持について
 - (1) 就任記者会見における発言について
 - (2) 男女別学校の良さについて
 - (3) 所信表明の際の発言について
 - (4) 教育長ご自身の経験について
 - ア 別学校の出身者としての見解について
 - イ 別学校の校長経験者としての見解について
 - ウ 仮に高校時代にこの問題が起こった場合の対応について
 - (5) 埼玉県こども・若者基本条例の遵守について
 - (6) 教育委員との意見交換について
 - ア 中学生・高校生からの要望について
 - イ 意見交換に応じるべき
 - (7) 共学化を求める市民団体との接触について
 - (8) 埼玉県男女共同参画苦情処理委員の勧告に至る議論の公開について
 - (9) 埼玉県の県立高校教育の独自性について
- 4 教員の働き方改革について
- 5 県立特別支援学校坂戸ろう学園を取り巻く課題について
 - (1) 体育館への空調設備設置について
 - (2) 先生への支援について
 - (3) 手話の更なる広報・啓発について
- 6 埼玉県歌の更なる周知・活用について
- 7 ナガエツルノゲイトウ対策について

- 8 勝手橋について
- 9 救急医療体制について
 - (1) 救急搬送困難事案の状況について
 - (2) 救急搬送の有料化について
- 10 市町村における大型公共施設の整備への支援について
 - (1) 公共施設等適正管理推進事業債について
 - (2) 新庁舎整備に対する建設費コスト高騰を踏まえた財政的支援の拡充について
- 11 警察力の強化について
 - (1) 警察と市町村の情報共有強化について
 - (2) サイバー警察部の新設について
- 12 地元問題について
 - (1) 国道254号バイパスの全線開通に向けた見通しについて
 - ア 和光富士見バイパスの進捗状況と今後の見通しについて
 - イ 和光バイパスの進捗状況と今後の見通しについて
 - (2) 都市計画道路水子鶴馬通線の現状と今後の見通しについて

自由民主党

金子裕太議員



- 1 AGI時代に対応した埼玉県行政の体制構築について
 - (1) AGI時代の知事の基本認識について
 - (2) 「AI前提」での業務・制度・組織の構造転換について
 - (3) CAO（AI統括責任者）の設置について
- 2 AIを前提とした教育の在り方について
 - (1) 「教育のためのAI」と「AIのための教育」への基本認識について
 - (2) AI時代の教育を実行する教育局の推進体制について
 - (3) 教員から子どもたちへ—AI活用の段階展開について—
- 3 バーチャル埼玉実証実験の評価と出口戦略について
 - (1) アジャイル改善の実績について
 - (2) 出口基準の明確化について
- 4 県の情報発信サイト・アプリの乱立と戦略転換について
- 5 リンクワーカーの育成・配置による複合課題世帯への横串支援体制の整備について
- 6 合併処理浄化槽の推進について
 - (1) 合併処理浄化槽への転換について
 - (2) 浄化槽台帳のデータ活用について
 - (3) 一括契約制度の普及について

- 7 聴覚障害者による運転免許証の更新時における情報保障について
- 8 御成橋の4車線化について

自由民主党

林

薫議員



- 1 行政に求められる科学的な未来予測について
 - (1) 県行政に係る未来予測について
 - (2) 前例主義や無謬主義にとらわれないことについて
- 2 現在の経済環境における中小企業振興策について
 - (1) サプライチェーン全体における適正取引の確保について
 - (2) 機動的な支援策としての融資制度について
 - (3) GNT（グローバル・ニッチ・トップ）企業の育成支援について
- 3 現政権下における中小企業支援策について
 - (1) 売上高「100億宣言」について
 - (2) サステナブル企業認証制度について
- 4 現在の経済環境における入札制度のあるべき姿について
 - (1) 災害復旧工事における入札の不調・不落について
 - (2) 県内市町村が行う入札において県が果たすべき役割について
- 5 こどもの自殺防止について
 - (1) 若者の自殺危機対応チームについて
 - (2) 「西東京ルール」を踏まえた県の取組について
 - (3) 教師の不適切指導を起こさせないために
 - (4) いじめの調査報告書の透明性確保について
- 6 部活動等の移動時の安全確保に向けた保護者負担の在り方について
- 7 県立高校における特色ある教育活動について
- 8 教育局から県民への一次情報の発信について
- 9 学術用語を行政用語に転用する際の注意点について
- 10 組織横断的な女性支援について
 - (1) 県における取組について
 - (2) With You さいたまでの取組について
- 11 障害者スポーツ（ユニバーサルスポーツ）の振興について
- 12 埼玉県における林野火災対策について
 - (1) 未然防止策について
 - (2) 実際に発生した際の対策について

日本共産党

城 下 のり子 議員



- 1 生活困窮で危機的な県民に緊急支援を
 - (1) 県民は危機的状態
 - (2) 県の事業で県民負担の軽減を
- 2 資材不足の中小事業者に寄り添った支援を
 - (1) 資材不足で仕事ができない事業者への救済を
 - (2) 返済免除付き融資を
 - (3) 国保の減免を
 - (4) ナフサ不足をチャンスに！石油に頼らない素材の開発支援を
- 3 困難を抱える女性への実効性ある支援を
 - (1) 家を失った女性たちへの支援方法の是正を
 - (2) 金銭管理の強要は是正を
 - (3) 鍵の交換費用の支給を
 - (4) 困難を抱える女性支援法の枠組みでこそ
 - (5) 女性相談支援センターの拡充を
 - (6) 女性相談支援員の処遇改善を
 - (7) 民間支援団体への財政的支援拡充を
 - (8) 市町村の困難な問題を抱える女性支援の推進を
- 4 悲しい事件を繰り返さない。訪問介護事業支援への強化を
 - (1) 訪問介護従事者の声を聴いて
 - (2) 複数人訪問に係る経費の補助手続の簡素化を
 - (3) 複数人訪問に係る経費の補助額拡充について
 - (4) 介護士の大幅な処遇改善を
 - (5) 訪問介護事業の報酬減額の回復を
- 5 障害者の自由な移動を保障するために
 - (1) 車いす障害者への対応改善を
 - (2) 駅無人化はストップを
 - (3) 障害児者生活サポート事業の拡充を
 - (4) 伊豆潮風館の公聴会について
- 6 県民の願いを基本としたさいたま水上公園跡地計画に
 - (1) さいたま水上公園跡地の緑の保全を
 - (2) 跡地計画策定は、市民の声を基本に
 - (3) スポーツ総合センターにエアコンを
- 7 「全国狭山茶化計画」ふたたび
 - (1) 茶業研究所の職員増員を
 - (2) まっ茶製造機器の補助要件の緩和へ
 - (3) 既存の煎茶用設備を使った、まっ茶製造の調査研究を
 - (4) 茶生産条件整備事業の補助要件の緩和へ
 - (5) 物価高騰に合わせて補助額引上げを

自由民主党

保 谷 武 議員



- 1 農政としての都市農業保護から、防災・都市政策としての都市農地・緑地保全への転換について
- 2 太陽光発電設備のF I T大量卒業に備えたリスク対応について
 - (1) 県内の太陽光発電施設のリスク把握
 - (2) リスク顕在化時の県の対応
- 3 身体介護を支援する介護ロボットの社会実装について
 - (1) 身体介護を支援する介護ロボットの導入が進まない理由
 - (2) 介護ロボットの社会実装に向けた支援体制の強化
 - (3) ロボティクス産業政策との連携について
- 4 新県立図書館による県内知的資産DXの推進について
- 5 流域治水の自分事化に向けた治水施設・流域対策の現場学習の推進について
- 6 健全な民泊市場の育成に向けた違法民泊対策の実効性強化について
 - (1) 健全な民泊市場育成に関する県の認識
 - (2) 旅館業法に基づく行政調査
 - (3) 保健所と警察の連携
- 7 小中学校における水泳教育の機会と質の確保について
 - (1) 水泳授業の質の確保に対する考え
 - (2) 水泳授業の質の確保に向けた目標設定

自由民主党

松 本 義 明 議員



- 1 ソーシャルインクルージョンの推進について
 - (1) ソーシャルインクルージョンの推進における課題と解決の方向性
 - (2) 強度行動障害の方への支援の徹底
 - (3) 適切な時期における迅速な介護の提供
 - (4) 小規模市町村・中山間・人口減少地域における特例介護サービス
 - (5) 福祉人材の安定的な確保と定着支援
 - (6) 県立高校における精神保健教育の徹底
- 2 脱暗記・実学重視への教育改革について
 - (1) ライフプラン構築にかかる体系的な教育
 - (2) 県立高校における実学重視への転換

- 3 「稼ぐ」県政への転換について
 - (1) ターゲットを明確にした本社機能の移転
 - (2) システム化によるプッシュ型の中小企業支援
 - (3) 産業政策における特区制度の積極的活用
 - (4) 鶴ヶ島JCTを核とした企業誘致
- 4 市町村行政の持続可能性について
- 5 県職員の人材確保について
 - (1) 採用する職員の理想像
 - (2) 兼業による人材確保
- 6 地元問題について
 - (1) 入間市金子地区新産業団地
 - (2) 県道青梅入間線の歩道拡幅

埼玉民主フォーラム

細川 威 議員



- 1 東京都一極集中による埼玉県への影響について
 - (1) 「税源偏在是正」について
 - (2) 保育士の処遇改善と人材確保に関する国への要望の見通しについて
- 2 「選ばれる県庁」に向けた人材戦略について
 - (1) カムバック採用を「循環型人材戦略」へ発展させることについて
 - (2) 県職員確保に向けた対話機会の充実について
 - (3) 「選ばれる県庁」へ向けた取組について
- 3 中学校部活動の地域展開について県の方向性を問う
- 4 消防団の持続可能な活動を支える県の役割について
 - (1) 消防団員の学びを支える「埼玉県版プラットフォーム」の構築について
 - (2) 消防操法大会の意義と今後の在り方について
- 5 交通事故を未然に防ぐ道路環境整備について
 - (1) 路面標示の劣化と交通規制の実効性について
 - (2) 県民協働による交通安全インフラの維持管理について
- 6 自転車の青切符制度開始後に見えてきた課題と情報発信について
 - (1) 運用後の課題や問題点について
 - (2) 制度の誤情報に対する取組について
- 7 SNS時代における新たな防犯対策について
- 8 児童・生徒の視力低下対策について
 - (1) 視力低下対策の効果について
 - (2) ICT時代におけるこどもの目を守る取組について
- 9 埼玉県生活環境保全条例における規制基準の在り方について
 - (1) 屋外保管場所に係る規制対象面積の考え方について
 - (2) 規制基準の見直しについて

- 10 越谷市における「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」の取組について
 - (1) 「プロジェクト」の進捗状況と今後の見通しについて
 - (2) 治水対策の見える化と周知について

自由民主党

杉田茂実 議員



- 1 障害者支援施設 嵐山郷のこれからについて
 - (1) 嵐山郷の中・長期的な将来ビジョンについて
 - (2) 地域移行や施設の小規模化の方向性について
 - (3) 施設の老朽化に伴う建替えについて
 - (4) 入所者の生活環境及び職員の就労環境の改善に向けたDXの推進について
- 2 県境を超えた温暖化対策について
- 3 北部地域振興交流拠点の整備に向けて
 - (1) 本庁機能の一部移転のメリットについて
 - (2) 移転に向けた対応について
 - (3) 職員採用試験に「北部拠点採用枠を」
- 4 農業基盤整備及び林業政策について
 - (1) 水利施設の持続可能な維持管理について
 - (2) 土地改良区の運営の方向性について
 - (3) 森林資源の有効活用について
 - (4) 農業基盤整備及び林業の発展に向けたDXの取組について
- 5 広域道路ネットワークの充実に向けた取組について
- 6 大宮スーパー・ボールパーク構想の施設整備について
- 7 地域の維持・発展に向けた教育の在り方について
- 8 上之(南)交差点の整備について

自由民主党

宮崎 吾一 議員



- 1 県庁債務と消滅時効について
 - (1) 県税還付金の消滅時効について
 - (2) 各手当・県庁債務の消滅時効について
- 2 行政のデジタル化について
 - (1) オンライン手続の手数料引下げと入力データの共有について
 - (2) 家庭学習におけるデジタルツールの調査について

- (3) 道路データのデジタル化について
- 3 地域医療について
 - (1) 国民健康保険の第三者求償権の傷病届について
 - (2) 地域フォーミュラリの本県の導入状況について
 - (3) コミュニティホスピタルについて
- 4 死因究明について
- 5 ふるさと納税の活用について
 - (1) 企業版ふるさと納税の物納スキームの活用について
 - (2) こども食堂の支援について
- 6 予算編成過程の透明化について
- 7 文化・教育の振興について
 - (1) 高卒資格について
 - (2) 彩の国さいたま芸術劇場について
 - (3) 埼玉県広報アンバサダーについて
 - (4) GMOアリーナさいたまの予約について
 - (5) 公立高校の改革先導拠点について
 - (6) ロケ地を生かした観光振興について
- 8 埼玉県に海を
 - (1) 全国大会誘致について
 - (2) 陸上養殖の浄水場の利用について
- 9 気候変動への対応について
 - (1) 暑さ対策について
 - (2) 県産うどんを全国1位に
- 10 更生保護について
- 11 地元課題について

自由民主党

千葉 達也 議員



- 1 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの加速と県の能動的支援について
 - (1) 県内自治体の成功事例について
 - (2) 県による「伴走型支援」について
 - (3) 成功事例の創出に向けた「攻めの支援」について
- 2 民間活力を導入した商店街の空き店舗対策について
 - (1) 空き店舗の現状分析と市町村の支援について
 - (2) 市町村・不動産業界・商工会と連携した活動について
 - (3) 民間の知恵を生かした「エリアリノベーション」の推進について
- 3 流域下水道の維持管理負担金の格差是正について
 - (1) 県内格差の現状と課題認識について
 - (2) 持続可能な下水道事業に向けた経営効率化の取組について
- 4 イノシシの対策について
 - (1) 県内の農作物の被害状況と対策について

- (2) 渡良瀬遊水地でのドローン調査の成果について
- (3) 渡良瀬遊水地での個体数を継続的に減らすための具体的対策について
- 5 本県農業の競争力強化について
 - (1) 薬剤抵抗性イネカメムシへの備えと防除体系の進化について
 - (2) R T K 基地局の整備状況とスマート農業の将来展望について
 - ア R T K 基地局の整備状況について
 - イ スマート農業の将来展望について
 - (3) 高温障害による「白未熟粒」の等級選定基準見直しについて
- 6 自転車の安全通行とインフラ整備の整合性について
 - (1) 改正道路交通法の変更点について
 - (2) 改正道路交通法の周知について
 - (3) 「道路幅員が狭い危険な箇所」への対策について
 - (4) 利用者目線に立った現場の安全対策について
- 7 地政学的リスクに伴う建築資材の調達難と建築業の保護策について
 - (1) 国際情勢の認識と建築業界への影響について
 - (2) 工事価格の適正化とスライド条項の発動について
 - (3) 工期の柔軟な設定について
- 8 地元問題について
 - (1) 県道久喜騎西線バイパスの整備について
 - ア 上高柳2工区について
 - イ 県道久喜騎西線バイパスの東方面への延伸について
 - (2) 県道加須幸手線バイパスの幸手方面への延伸について
 - (3) 県道羽生栗橋線バイパスの進捗状況について

自由民主党

岡 地

優 議員



- 1 埼玉から「日本一」を目指そう
- 2 「技ー1（わざわん）グランプリ～埼玉“高技専”まつり～」について
 - (1) 技ー1（わざわん）グランプリについて
 - (2) 県立高等技術専門校の周知について
 - (3) 技能人材の社会的評価向上について
- 3 クビアカツヤカミキリへの対応について
 - (1) クビアカツヤカミキリの被害について
 - (2) 市町村への補助制度案内の進捗について
 - (3) 防除方針の計画化と市町村管理公園への支援展開について
 - (4) 全県的な住民参加型の監視体制の構築について

委員長報告

[目 次]

- 4 今後の埼玉県インフラ整備について
- 5 若年層を中心とした多重債務問題について
 - (1) 埼玉県内の多重債務問題の現状について
 - (2) 多重債務問題の予防策について
- 6 ねんりんピックを契機とした高齢者が活躍できる社会づくりについて
- 7 本県における個人県民税の収納対策について
- 8 医療的ケア児等の短期入所サービスの充実について
- 9 地域コミュニティの衰退と県の支援の在り方について
 - (1) 地域コミュニティの現状について
 - (2) 地域コミュニティに係る市町村支援について
- 10 放課後児童クラブについて
 - (1) 放課後児童クラブにおける人材の確保について
 - (2) 放課後児童クラブの質の確保について
- 11 地元問題について
 - (1) 一級河川江川の浸水被害対策について
 - (2) 県道桶川停車場線の整備について

頁

常任委員会

企 画 財 政	21
総 務 県 民 生 活	21
環 境 農 林	22
福 祉 保 健 医 療	22
産 業 労 働 企 業	23
県 土 都 市 整 備	23
文 教	24
警察危機管理防災	25

特別委員会

自然再生・循環社会対策	25
地方創生・行財政改革	26
公 社 事 業 対 策	26
少子・高齢福祉社会対策	27
経 済 ・ 雇 用 対 策	27
危機管理・大規模災害対策	28
人材育成・文化・スポーツ振興	28
八潮市道路陥没事故調査等	28

企画財政 委員長報告

委員長 逢澤圭一郎



企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第91号議案について、「クビアカツヤカミキリ対策の財源を、全額、彩の国みどりの基金から充当しているが、年度末残高の試算は幾らになるのか。また、その残額では、今後の事業に支障を生じるのではないのか」との質疑に対し、「令和8年度末の残高は約17億円と推計される。森林環境譲与税の創設を契機として令和4年度に基金充当事業を見直したことや、令和8年度末残高の推計値が令和4年度よりも前とおおむね同水準であることから、直ちに必要な事業ができなくなるとは考えていない」との答弁がありました。

次に、第101号議案について、「国の補正予算における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の本県への配分額は幾らであったのか。また、配分の考え方をどのように評価しているのか」との質疑に対し、「当該交付金の全国総額は1,000億円であり、そのうち本県への配分は23.6億円であった。今回提案している補正予算案では、LPガス、特別高圧電力料金への支援だけでも36.5億円を計上しており、十分な配分額ではないと考えている。各都道府県への配分は、国が人口などの指標を用いて計算しているが、財政力の高い団体は配分額が減算される仕組みであり、これは課題であると考えている。この仕組みについては、これまでも廃止を求めてきたが、引き続き要望をしていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「県・市町村における行政手続のオンライン化の状況について」及び「東埼玉道路沿線地域における新たな交通システムの導入について」質問が行われました。

その中で、「行政手続のオンライン化において、支援や給付が本当に必要な人に対して届く仕組みが重要である。そこには、県民のデジタル化への対応や申請の仕組みを作る職員のIT知識の向上など、様々な課題があるが、その解決のため県全体でDXの力を上げ、オンライン化に取り組むべきと考えるのがいかか」との質問に対し、「県ではDX推進計画において手のひら県庁を目指

す中、プッシュ型給付は必要な人に必要な支援を迅速に届けるところで目指すべきものと考えている。県では、職員のスキルアップを図る研修を充実させているほか、県民への支援として、申請から交付までをデジタルで完結することを目指し、今年度からAIを活用した取組を試行的に始める。手続のオンライン化により、快適で豊かな暮らしやすい埼玉を目指す」との答弁がありました。

次に、「BRT、いわゆるバス高速輸送システムの事業化における今後のスケジュールについてどのように考えているのか。また、県は国や関係市町の調整役としてリーダーシップを発揮する必要があると考えるが、どのような対応を想定しているのか」との質問に対し、「BRTの導入構想は、これまで東部地域の6市1町が中心に議論を進めているが、今後は関係事業者を交え、運営主体や導入に向けた具体的なスケジュールの検討を行うと伺っている。県としては、引き続き、関係市町や事業者などと意見交換を行いながら、事業の段階に応じて必要な支援について検討していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「ダムの貯水状況等について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告

委員長 柿沼貴志



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案7件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、総務部関係では、第96号議案について、「今回の税制改正で、軽油引取税や自動車税環境性能割の見直しによる県の税収への影響額はどの程度なのか。また、減収分に対する補填について、国とどのような協議を行っているのか」との質疑に対し、「約360億円の減収が見込まれており、令和8年度は地方特例交付金で全額補填されるが、令和9年度以降の財源確保は、現在、国で方策を検討している。恒久的な安定財源確保のため、引き続き、あらゆる機会を通じて国に働き掛けていく」との答弁がありました。

次に、県民生活部関係では、第91号議案について、「地域スポーツクラブ活動支援事業において、地域によっては、運動施設等の既存資源や選択可能な種目などが限られることがあると思うが、県はどのように対応するのか」との質疑に対し、「各市町村が地域の実情に応じて対応

することが求められるが、県としても教育局と連携し、支援を行っていく。また、地域を越えた取組を行う団体の事例などを展開していく」との答弁がありました。

このほか、第93号議案、第97号議案、第98号議案及び第101号議案についても活発な論議がなされ、第94号議案については執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案7件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決・承認すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「私立学校における校外学習の内容と目的について」質問が行われました。

その中で、「校外学習における訪問先や内容について、各私立学校内での協議や取組をどのように把握しているのか。また、県としての指針を示しているのか」との質問に対し、「国からの通知等に基づいて、安全の確保等について徹底するよう各私立学校へお願いしている。また、当該通知等に基づき自主的に協議等が行われていると認識しているが、その詳細について、県では把握しておらず、個別具体的な指針は示していない」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「指定管理者に係る令和7年度事業報告書及び令和8年度事業計画書について」、「令和8年度における指定管理者の選定について」及び「スポーツ科学拠点施設整備運営事業について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告

委員長 小川直志



環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、第91号議案について、「クビアカツヤカミキリ対策が中心となる補正予算案であるが、対症療法的な予算とならないように、一定の方向付けや計画性を持つべきと考えるがいかがか」との質疑に対し、「実効的な防除となるよう、現在、県、市町村、県民の役割等を定めた防除実施計画の策定を進めている。今後は、計画的に事業に取り組み、実施状況の確認、効果検証を行うことで、対症療法的なものとならないよう進めていく」との答弁がありました。

また、「クビアカツヤカミキリは2キロメートルもの距離を飛ぶため、近隣県との関係を含めて、今後の対策に本腰を入れないと、埼玉県から桜がなくなってしまうのではないか」との質疑に対し、「全県的に防除対策を進めていく体制づくりが重要であり、全県で一体となって対策を進めていくよう気運を醸成していく。また、広域的な体制づくりについて、まずは国に要望しており、今後、近隣県とどのような体制をつくっていくのか検討していく」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、第101号議案について、「仕入価格高騰緊急支援事業は、価格上昇率などが50%以上の品目を補助対象としているが、中小企業と農家を並列に扱うのではなく、農家の実態に合わせ、上昇率を30%まで下げるなど、もっと使いやすい基準とすべきではないか」との質疑に対し、「価格上昇率50%の基準は、日本銀行が公表する企業物価指数において、ナフサやエチレンなどの基礎原料で既に50%を超える上昇が見られること、今後、石油等由来製品に価格転嫁が進んでいけば、最終製品である農業用資材等にも波及する可能性があることを踏まえて設定した。現時点で価格上昇率が50%以上に達していなくても、価格の上昇は一定の時間差をもって転嫁されることが見込まれるので、まずは現在の基準の下で本事業を適切に執行したい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、農林部及び環境部から、それぞれ「指定管理者に係る令和7年度事業報告書及び令和8年度事業計画書について」、予算特別委員会の附帯決議に関連して、農林部から「移動木造応急住宅の事業趣旨の精査と費用対効果の検証について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告

委員長 松井弘



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、第101号議案について、「介護支援専門員の安全確保の推進に関して、複数名訪問する

方に必要とされる能力は、訪問先によって異なる。全体の状況把握に努めてから、補助対象を考えるべきではなかったのか」との質疑に対し、「訪問先の実態を把握してから同行者を選ぶプロセスも重要であるが、同行に対する補助が明日にでも必要という事情もあるので、利用者に顔なじみの専門職の方を想定するなど、現場が無理なくすぐに利用できる制度とした。交付申請の際には、具体的なハラスメント事案や同行する方を把握した上で補助決定し、実績報告でもしっかりと状況を確認していく」との答弁がありました。

このほか、第91号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「救急搬送の選定療養費について」質問が行われました。

その中で、「2020年以降の急激な救急出動件数の増加を踏まえて、消防側の意見も聞くべきではないのか」との質問に対し、「病院側からも、消防側に対し、選定療養費の徴収の有無が搬送先の選定に与える影響への懸念や、患者や家族に対して消防から説明してほしい旨の意見もある。こうした病院側の懸念点や意向も踏まえ、今後、県内全ての消防本部を訪問して意見交換をしていきたい」との答弁がありました。

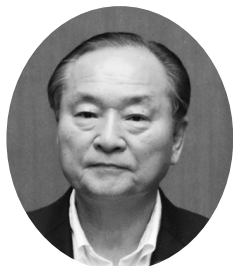
次に、保健医療部から、当面する行政課題として、本年2月定例会での決議を受けて、「埼玉県立小児医療センターにおける髄腔内注射後の重篤な神経症状の発症に係る事案について」の報告がありました。

その中で、「髄腔内注射を再開するに当たり、死亡例や重症例に関わっている医師、看護師、薬剤師などのスタッフの配置転換等は行われるのか」との質問に対し、「複数の事例に共通して関わったスタッフについては、職員の精神的負担も踏まえ、配置転換を行っている」との答弁がありました。

このほか、福祉部から「指定管理者に係る令和7年度事業報告書及び令和8年度事業計画書について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

委員長 関 根 信 明



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第101号議案について、「石油製品等価格高騰対策に関して、本来、価格転嫁を進めることも重要であると考えるが、価格転嫁の促進ではなく、補助制度を創設した理由は何か。また、今後、価格転嫁や適正取引の推進にどのように取り組んでいくのか」との質疑に対し、「今回の補正予算案は、中東情勢の先行きが不透明であることなどにより価格転嫁を図れずに、利益率が減少している中小企業等のセーフティネットとして位置付け、補助制度を創設した。価格転嫁の取組としては、令和4年9月に産・官・金・労の12団体で全国初となる『価格転嫁の円滑化に関する協定』を締結し、オール埼玉で取り組んでいるほか、価格交渉支援ツールの公開や、中小企業診断士による伴走支援をいづれも無料で実施するなど、総合的に価格転嫁の取組を進めていく」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第92号議案について、「浄水場で使用する薬品等に関して、価格上昇に加え、原材料不足や物流停滞も懸念される中、今後の入荷に遅れが生じることはないのか。また、薬品使用量の最適化やコスト削減にどのように取り組んでいるのか」との質疑に対し、「契約の締結に当たり、薬品の製造業者から供給を保証する証明書を提出させるほか、これまでの実績を確認し、製造量を入札の参加条件としているため、今後も納入できるものと判断している。また、薬品使用量の最適化については、河川の水質に合わせて、自動で使用量を計算するシステムにより常に最適な薬品の使用量となるよう管理している」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、産業労働部から「指定管理者に係る令和7年度事業報告書及び令和8年度事業計画書について」、企業局から「県営水道における災害対応～災害に負けない水道を目指して～」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告

委員長 杉 田 茂 実



県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

文教 委員長報告



委員長 渡 辺 大

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「県立学校における校外学習の目的と内容について」及び「県立特別支援学校における登校時の受入体制について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「県立学校における校外学習の計画や内容について、教育委員会は事前に把握しているのか。また、事後に報告の提出を受けているのか」との質問に対し、「修学旅行を実施する際は、1か月前までに校外行事实施届の提出を受けており、行事の目的のほか、目的地、実施内容及び安全管理体制等について把握をしている。実施後に報告を求めているが、提出された実施届から変更があった場合は、速やかに報告するよう校長会等を通じて指導していく」との答弁がありました。

また、「教育委員会として校外学習等について、政治的中立性も含めて学習内容まで捕捉することが必要と考えるかどうか」との質問に対し、「教育委員会として責任を持ち、校長会等とのコミュニケーションを密にしながら、学校の教育内容や状況をしっかりと把握していく」との答弁がありました。

また、「校外学習のバス移動について、県の行った調査では、昨年度、管理職が借り上げバスの契約内容を確認していないケースが約290件あった。この結果を踏まえて、どのようにバス移動時の安全確保を図っていくのか」との質問に対し、「臨時の校長会議を開催し、安全確保に係る適切な対応の徹底について、全ての県立学校に指導するほか、対応が不十分であった学校には関係課と連携し、しっかりと指導していく」との答弁がありました。

次に、「特別支援学校の登校時の受入体制について、保護者の個々の事情に応じた柔軟な対応や必要な支援を検討できないのか」との質問に対し、「保護者の希望に応じ、児童生徒の安全な受入に支障がない範囲で柔軟な対応を行っているが、引き続き、保護者の声に耳を傾け、可能な限り柔軟な対応を行うよう、学校現場に話をしていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「指定管理者に係る令和7年度事業報告書及び令和8年度事業計画書について」並びに「令和8年度における指定管理者の選定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第100号議案について、「新見沼大橋有料道路事業の収支は当初計画どおりとなっているのか。また、今後県として維持管理や修繕の費用負担はあるのか」との質疑に対し、「当初の収支計画では、収入及び支出ともに208億円を見込んでいたが、30年間の総収入は約126億円、総支出は約169億円となる見込みである。しかし、本有料道路事業の利用料金収入で建設費108億円及び維持管理費の一部を賄うことができたことなど、本事業の導入効果は非常に大きかったと考えている。また、道路法に基づき、さいたま市に移管するため、無料開放後の維持管理や修繕は全てさいたま市が行う」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第99号議案について、「6か月以上の家賃滞納が発生している場合を訴訟提起の目安としているとのことだが、滞納額の増加を少しでも抑えるため、6か月経過後に訴訟に係る調査を開始するのではなく、もう少し早い段階から準備を進めることができないのか」との質疑に対し、「滞納発生後は、文書送付や訪問による確認、連帯保証人などへの連絡等を繰り返し行っており、その上で、滞納期間が6か月を経過した方に対して訴訟を提起している。今後は、少しでも訴訟手続に至るまでの期間が短くなるよう検討していきたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決をいたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「荒川第二調節池の今月一部供用開始について」質問が行われました。

その中で、「今回の一部供用開始に伴い、上下流の内水への影響はあるのか」との質問に対し、「調節池より下流については、洪水時に荒川の水を調節池に貯めることで水位の上昇を抑制できると国に確認しており、内水をより円滑に河川へ排水できるようになる。一方、調節池より上流について、現時点では調節池を囲む堤防が完成していないので、河川敷の冠水頻度に大きな変化はないと国に確認しており、内水への影響はないものと考えている」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、都市整備部から「指定管理者等に係る令和7年度事業報告書及び令和8年度事業計画書について」並びに「令和8年度における指定管理者の選定について」、下水道局から「包括的民間委託に係る令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画の概要について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告

委員長 千葉 達也



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、警察本部関係では、第95号議案について、「暴力団事務所の開設又は運営禁止区域の拡大に関して、用途地域一律で禁止区域にすることの合理性をどのように評価したのか」との質疑に対し、「例えば、準工業地域や工業地域といった用途地域は、住宅が密集していない場合もあるが、青少年の生活拠点となる可能性があることに変わりはない。用途地域には、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域も含まれており、現在の人口が少ないことをもって規制対象から外す理由にはならず、一定の合理性があるものと考えている」との答弁がありました。

次に、危機管理防災部関係では、第101号議案について、「液化石油ガス価格高騰対策支援事業に関して、更に多くの消費者に補助が行き渡るよう、新しい取組を検討しているのか」との質疑に対し、「LPGガス販売事業者の事務負担軽減のため、実績報告時の添付書類を減らすことを検討している。また、次の補助事業実施時には、事業者の資金繰り負担軽減のため、概算払の導入に向け、制度や処理体制の見直しを検討していきたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「可搬式オービスの窃盗被害の再発防止について」及び「資材置き場等の火災対策について」質問が行われました。

その中で、「可搬式オービスの窃盗被害の再発防止に向けて、どのような取組を行っていくのか」との質問に対し、「各警察署に対し、盗難防止等を徹底する文書を発出した。また、本件の調査結果等を踏まえ、内部規定の見直し等を含む再発防止対策を検討していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、危機管理防災部から「指定管理者に係る令和7年度事業報告書及び令和8年度事業計画書について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

委員長 美田 宗亮



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「自然環境の保全・再生について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「ツキノワグマ対策における緊急銃猟想定訓練を実施して、市街地での対策や担い手不足などについて、見えてきた課題はあるのか」との質問に対し、「訓練の参加者へのアンケートでは、緊急銃猟を実施する際、関係機関との連絡調整に時間を要することや、担い手確保が難しいという課題が挙げられた。県としては、昨年12月定例会での補正予算で整理したクマ対策パッケージを着実に進めるとともに、クマの出没場所、緊急度に応じた対応方法を定めたマニュアルを策定し、市町村と共有している。また、狩猟への関心を高めるための研修会を実施するなどの取組を引き続き推進していく」との答弁がありました。

次に、「河川の水質を向上していく必要がある。また、浄化槽の法定検査受検率向上のために、指定採水員制度の活用や行政としての働き掛けを更に進めていくべきと考えるが、現状と今後の取組についてどのように考えているのか」との質問に対し、「現在、指定採水員による法定検査は全体の約1割となっており、検査体制の拡充が必要な状況であるため、保守点検業者から意見や要望を聴取するとともに、他県の指定採水員制度の運用等を調査し、検査業務の改善を検討する。また、保守点検業者や市町村など一体となり、法定検査の受検率向上に向けて取り組んでいくほか、合併処理浄化槽への転換も進めていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革 特別委員長報告

委員長 藤 井 健 志



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「地方分権改革について」及び「魅力ある地域づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「国への提案募集制度について、令和3年度からの5年間に於いて、埼玉県では43件中38件が採択されたとのことだが、採択されなかった提案はどのようなものなのか。また、採択されなかった案件は、今後、どのように対応するのか」との質問に対し、「不採択例として、二重管理となっている食品衛生申請等システムの見直しや、効率的に自動車税が還付できるようになる自動車登録手続へのマイナンバー活用などが挙げられる。必要な提案については、関東知事会や全国知事会等も通じて、国に継続して要望していく」との答弁がありました。

次に、「二地域居住については、指標を設けずに取組を進めているが、何を県でなければ担えない分野と位置付けているのか」との質問に対し、「県として、まずは、全市町村が一体となって転入増に取り組むことが一番重要であるとする。そのため、特設ページやAI相談窓口を開設し、市町村と一体でPRしていくことで、県内全体の気運を高めていきたい。また、成果となる指標が適切に把握できないので、転入者にアンケートをとる仕組みなど、いろいろな方策を検討していきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

公社事業対策 特別委員長報告

委員長 内 沼 博 史



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

初めに、今年度の年間テーマ及び審査対象公社について協議し、「公社における改革の取組について」をテーマとして、関連する公社を審査することに決定いたしました。

今回は、「県の公社指導について」並びに年間テーマに係る審査対象公社として、「公益財団法人埼玉県産業振興公社」、「公益財団法人埼玉県公園緑地協会」及び「埼玉県住宅供給公社」の審査を行ったところであります。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、県の公社指導について、「指定出資法人改革プログラムに関して、今回、埼玉新都市交通株式会社、埼玉高速鉄道株式会社及び埼玉県住宅供給公社の三つの法人が対象外とされているが、業務改革の必要はないという認識なのか」との質問に対し、「御質問の3法人については、課題がないとの認識ではない。社会情勢の変化への対応や収益向上等の観点から、引き続き指導を行っていく。また、各法人が策定する中期経営計画及び事業計画の中で経営目標や収支計画を明確化させている。指定出資法人経営評価委員会の専門的な助言も踏まえつつ、設定された経営目標に対し厳格な進捗管理を行うなど、引き続き関係部局が連携して各法人に対する指導に取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県産業振興公社について、「埼玉グローバルニッチトップ企業育成支援事業は、既に国内でニッチトップである企業の支援がメインであると理解しているが、これからニッチトップを目指す企業への支援も想定しているのか」との質問に対し、「基本的には、ニッチトップに近い段階にある企業の海外展開を後押しし、グローバルニッチトップ企業へと成長させることを想定している。しかし、必要に応じて、ニッチトップを目指す段階にある企業についても、支援の対象になり得るものと考えている」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県公園緑地協会について、「温暖化の進行が著しい状況において、夏季の利用者数の推移をどのように分析しているのか。また、熱中症対策を今後どのように進めるのか」との質問に対し、「夏季の利用者数の推移は一概に減少傾向にあるものではなく、施設ごとに増減が見られる。今後、県民が安全かつ快適

に利用できるよう、相対的に気温の低い早朝や夜間の利用など時間帯の工夫に加え、施設面及びサービス面の対策を一体的に進めていく」との答弁がありました。

次に、埼玉県住宅供給公社について、「委託契約に関して、契約期間中に人件費や物価が上昇しているが、こうした現在の物価高を踏まえた上で委託しているのか」との質問に対し、「金額設定に当たって、年に1回、直近のコストを基に試算を行っている。受注者は人件費の上昇分を見込んで応札していると考えている。一部で入札不調も見られるものの、全体としては物価上昇等に対応できているものと認識している」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

委員長 永瀬 秀樹



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「障害者への支援について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉県手話言語条例をきっかけに手話の認知度と学習意欲が高まっている。それに伴い、必要性が増している専門人材をどのように育成するのか」との質問に対し、「同条例制定後、手話通訳の需要は増加しているが、高度な技術が必要であるほか、登録試験の難易度も高いため養成は十分に進んでいない。そこで、手話通訳者試験の最終合格に至らない者を准通訳者として1年間登録し、活動を可能にする制度を導入している。また、埼玉聴覚障害者情報センターに委託する養成研修を夜間や複数地域で開催しているほか、若年層の育成として、手話サークルの学生が卒業後も手話を続けられるように、地域グループの紹介などを進め、通訳者養成に努めている」との答弁がありました。

次に、「本年4月に高次脳機能障害者支援法が施行された。これを受け、県はどのような支援体制の充実を図るのか。また、支援体制について、地域間で格差が生じているがどのように解消していくのか」との質問に対し、

「法施行を踏まえ、埼玉県総合リハビリテーションセンターと民間3病院を高次脳機能障害者支援センターに指定し、専門的な相談対応など、施策を進める体制を整備している。また、市町村や医療機関などが参加する事例検討会によるネットワークづくりを今年度から各エリアで始めており、高次脳機能障害に対応できる医療機関や施設の数を増やしていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告

委員長 飯塚 俊彦



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「埼玉県経済の動向と経済・雇用対策について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「これまでも障害者の職場定着について課題となっているが、具体的にどのように取り組んでいるのか」との質問に対し、「障害者雇用総合サポートセンターにおいて、就業後に問題を把握した際には、ジョブコーチを派遣し、きめ細かいサポートを行っている」との答弁がありました。

次に、「後継者不足に関して、事業承継計画の策定後、承継完了まで継続的な支援を行っているのか。また、承継完了後も経営革新計画などの支援と結びつける工夫はできないのか」との質問に対し、「経営者が事業を後継者に円滑に引き継ぐためのロードマップである事業承継計画に沿って、埼玉県事業承継・引継ぎ支援センターや埼玉県産業振興公社が経営課題や資産の承継などの整理について、伴走支援を行っている。また、事業承継に関する様々な取組の事業効果を分析し、事業承継の次のステップである経営革新計画につながるよう工夫していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続

続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

委員長 木下 博 信



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「大規模災害時の対応について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「県の災害オペレーション支援システムと、市町村が運用しているシステムの二重入力などが課題となっているが、使いやすいシステムを県が構築し、システムの一本化に向けて、強く旗を振るべきではないのか」との質問に対し、「市町村の過度な負担にならないように、システムの更新時期などを見計らいながら、引き続き、県のシステムに一本化するよう、防災担当課長会議などで市町村へ働き掛けていく」との答弁がありました。

次に、「被災市町村に連絡員として派遣される県職員は、腕章を着用しているとのことだが、混乱した現場では目立たない。県職員、県の支援であることが一目で分かるように、例えば、埼玉県と明記した、はっきりとした色合いのビブスを着用してはどうか」との質問に対し、「視認性の高いビブスを含め、一目で県の連絡員と分かるように、連絡員の活動に資するものを今後検討していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

委員長 松澤 正



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審

査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」であります。今回は、「教育改革について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉県学力・学習状況調査に関して、市町村によっては学力の伸びに差が生じているが、県はその理由を分析しているのか。また、好事例を広めるなど、県全体として格差のない学力向上を目指していくべきだと考えるが、どのように取り組むのか」との質問に対し、「市町村ごとに学力の伸びに差が生じる背景には様々な要因があるが、対策としては、授業改善が重要であると考えている。学力向上につながるの分析結果が出ている『主体的・対話的で深い学び』を進めるための研修プログラムを作成し、各学校での校内研修に生かすように活用を促す。また、学力が伸び悩む市町村に対して、指導主事が直接学校を訪問し、授業改善に向けた指導助言を行っている。これらの取組により、学力向上に向けたPDCAサイクルを各学校で自走できるよう、県としても引き続き支援をしていく」との答弁がありました。

次に、「特別支援学校の就労支援に関して、就労率が上がっていると評価している。一方、就職後の定着状況を県はどのように把握し、企業や関係機関と支援体制を構築しているのか。また、離職した理由の中で多いものは何か」との質問に対し、「特別支援学校では、地域の障害者就業・生活支援センターと連携を図り、就労企業等への訪問のほか、保護者や本人、就労企業への電話連絡などにより、卒業後も3年間フォローアップしている。卒業から1年後に、職場に定着している割合は87.3%、3年後は72%となっている。離職した理由の中で一番多いものは、労働意欲の減退、次いで人間関係であった」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

八潮市道路陥没事故調査等 特別委員長報告

委員長 宇田川 幸 夫



八潮市道路陥没事故調査等特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「八潮市道路陥没事故対応及び下水道施設の老朽化対策等に関する件」ですが、今回は、「復旧工事の進捗状況」、「復旧工法検討委員会」、「補償の実施状況」及び「住民の声や意見書・決議などを踏まえた対応」について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「住民への個別訪問の際に、申込書を持参し、補償を申請していない場合には、申請まで完結できるような丁寧な申請受理の体制など、伴走型支援はできないのか」との質問に対し、「これまでも、相談があれば申込書の記入などを支援してきた。今後、7月から8月にかけて行う家屋調査に合わせた個別訪問でも、申込みを失念していないかを確認する中で、職員が申込書を携えて、一緒に記入するような伴走型の支援を行っていきたい」との答弁がありました。

次に、「複線化すべき管路の基準は整理されているのか。また、複線化まで時間がかかる中、同様の事故が発生するおそれもあるが、維持管理をどのように行っていくのか」との質問に対し、「流域下水道の管路は、その機能を踏まえると全てが重要管路であることから、県が管理する流域下水道の全ての管路を対象に、複線化などリダンダンシー確保の必要性について検討していくほか、大規模下水道における点検、調査や改築、更新の手法が確立していないことから、その手法の確立について、国に対して引き続き強く要望していく。また、維持管理については、現在ある様々な技術を活用し、点検、調査を行っていききたい。」との答弁がありました。

次に、「リダンダンシー確保のためには、日常的な点検や修繕の担い手が必要となることを踏まえると、地元企業の育成が重要である。例えば、工事がWTO案件であっても地元企業が参入できるよう発注方法を工夫すべきではないか」との質問に対し、「工事の発注に当たっては、分割発注や共同企業体での参加条件を付した入札等により県内企業の受注機会の確保に努めていく。これにより、県内企業の技術力向上にもつながることから、しっかりと検討していく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、審査を踏まえて発言のあった意見・提言の主なものについて申し上げます。

「大口径、深埋設、高流量など大規模箇所について、リダンダンシー確保と維持管理手法の検討を加速させること」、「現地相談窓口の安定的な継続を含め、引き続き丁寧な個別相談対応を実施すること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

令和 8 年 6 月定例会議案審議結果一覧表
(単位 件)

議案の審議結果

6 月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計33議案について、19日間にわたり熱心な審議が行われ、7 月 3 日に議決された。
議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

種類	結果	原案 可決	承認	同意	合計
予 算		3			3
条 例		3			3
事 件		8	1	2	11
意見書・決議		16			16
計		30	1	2	33

知 事 提 出 議 案

議案 番号	件 名	要 旨	議決結果
91	令和 8 年度埼玉県一般会計補正予算（第 1 号）	補正額 46億9,529万 2 千円 補正後 2 兆4,395億 6 千万円	原案可決
92	令和 8 年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第 1 号）	補正額 1 億3,719万 2 千円 補正後 912億6,222万 4 千円	原案可決
93	埼玉県税条例の一部を改正する条例	地方税法等の一部改正に伴い、個人の県民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長等しようとするものである。	原案可決
94	埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例	埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の規定による変更の届出があった指定特定非営利活動法人について、主たる事務所の所在地の表示を変更しようとするものである。	原案可決
95	埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例	暴力団排除活動の一層の推進を図るため、暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域を追加するとともに、暴力団員が暴力団員である事実を隠蔽する目的で他人の名義を利用することを禁止等しようとするものである。	原案可決
96	専決処分の承認を求めることについて（埼玉県税条例等の一部を改正する条例）	地方税法等の一部改正に伴い、緊急に埼玉県税条例等を改正する必要が生じ、埼玉県税条例等の一部を改正する条例を専決処分したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 3 項の規定に基づき承認を求めるものである。	承認
97	工事請負契約の締結について	工 事 名 ロボット開発イノベーションセンター（仮称）建築工事 施工箇所 鶴ヶ島市大字太田ヶ谷地内 履行期限 令和10年 3 月17日 請負金額 30億2,500万円 請負業者 細田建設株式会社	原案可決
98	工事請負契約の締結について	工 事 名 川口特別支援学校北棟新築工事 施工箇所 川口市大字赤井字田畑1234番 1 履行期限 令和10年 1 月31日 請負金額 9 億2,290万円 請負業者 株式会社佐伯工務店	原案可決

99	訴えの提起について	県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関して訴えを提起しようとするものである。	原案可決
100	埼玉県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について	埼玉県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款を変更しようとするものである。	原案可決
101	令和8年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）	補正額 55億1,385万9千円 補正後 2兆4,450億7,415万1千円	原案可決
102	埼玉県副知事の選任について	埼玉県副知事伊藤高の退職に伴い、その後任として河村英知を選任することについて同意を得ようとするものである。	同 意
103	埼玉県公安委員会委員の任命について	埼玉県公安委員会委員桐澤重彦の任期は、令和8年8月7日で満了となるが、後任として西村直久を任命することについて同意を得ようとするものである。	同 意

議員提出議案（意見書等）

議第20号議案

地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項の一部改正について

地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項（昭和41年第5号議決）の一部を次のように改正し、令和8年9月24日から施行する。

6中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

原案可決

議第21号議案

中小企業・小規模事業者等に対する事業継続支援を求める意見書

中東情勢が不透明な中、燃料油・潤滑油や塗料、農業用資材などの石油等由来製品の供給不足を背景に、製造業、建設業、塗装工事業、運輸業、農林水産業など、様々な産業の事業継続に深刻な影響が生じている。県内でも、仕入れ価格の高騰や資材の調達難などによって、資金繰りの悪化、受注機会の喪失、工期の遅延、雇用の維持が困難になっているなどの声が上がっている。

中小企業・小規模事業者は、大量の在庫確保や優先調達が困難であり、供給不足の影響を最も直接的かつ深刻に受ける。我が国の産業を支える中小企業・小規模事業者等の事業の継続を支援し雇用を守るため、緊急かつ重点的な対策が必要である。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 石油等由来製品の安定的な供給体制を確保して流通の円滑化を図り、供給不足を解消するとともに、価格高騰への適切な対応を行うこと。
- 2 石油等由来製品の供給不足による影響を受けている中小企業・小規模事業者等に対し、緊急的な融資や助成制度の整備など、事業継続や雇用維持のための支援を拡充すること。
- 3 石油等由来製品の現場レベルの供給状況や代替品に係る情報を正確に把握し、迅速かつ継続的に提供できる体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
中東情勢等に伴う重要物資安定確保担当大臣

様

原案可決

議第22号議案

石油等由来製品の安定供給を阻害している要因の究明と解消を求める 意見書

中東情勢が不透明な中、石油等由来製品の供給の不安定化と価格高騰が生じ、国民生活及び事業者の事業活動に深刻な影響が生じている。国民生活においては、食料品やごみ袋など生活用品の値上げや商品仕様の変更などの影響が生じ、また、医療・福祉の現場では、ゴム手袋などサービス提供に不可欠な物資が不足しており、今後の供給継続も懸念されている。さらに、資材の調達難や仕入れ価格の高騰、高価な代替品への切替えなどによって、中小企業・小規模事業者を中心とした事業者からは、資金繰りの悪化、受注機会の喪失、工期の遅延、雇用の維持が困難になっているなどの声が上がっている。

国は、石油等由来製品について、一部で供給の偏りや流通の目詰まりが生じているものの、年度を越えて供給継続が可能との認識を示している。

しかし、国の把握する供給状況と、国民や事業者が感じる実態に著しい乖離があるとの声が上がっている。国は、卸を介さない「直接販売スキーム」を設置したが、現時点においてその対象は限られており、国民生活及び中小企業・小規模事業者を中心とした事業者の事業活動を守るため、早急かつ抜本的な対応が必要である。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 石油等由来製品の安定供給を阻害している要因を早急に究明するとともに、実効的な解消策を実施すること。
- 2 中小企業・小規模事業者の現場における石油等由来製品の供給不足の度合いや、事業継続・雇用への具体的な影響について実態調査を実施し、正確な状況を把握すること。
- 3 石油等由来製品の供給や代替品に係る正確な情報を迅速かつ継続的に提供できる体制を構築するとともに、販売抑制や買いだめ、過度な在庫確保等が生じないように、国民や業界団体に対し、具体的なデータに基づき、適切な情報発信を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

埼玉県議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣官房長官
中東情勢等に伴う重要物資安定確保担当大臣

様

原案可決

国民の所得向上のための抜本的な経済対策を求める意見書

燃料費、原材料価格や物流費の上昇、円安などにより、あらゆる消費財において物価高が続いている。令和7年平均の全国の消費者物価指数（総合指数）は、令和2年を100として111.9となり、前年比3.2%の上昇となった。

中東情勢の不透明化に伴う燃料価格高騰を受けて、国では、本年5月に、7月から9月の電気・都市ガス料金支援のため一般予備費の使用が決定され、今後への万全の備えのため、令和8年度補正予算により一般予備費が復元された。標準的な家庭では3か月で5,000円程度の負担引下げ効果になるとされている。また、国際情勢の変化に伴う経済への影響への対応に要する経費に使用できる「中東情勢等対応予備費」が創設され、本年3月に緊急的激変緩和措置として再開したガソリン等燃料油に対する補助の継続に当面は充てられる。そのほか、令和7年度補正予算においては、子育て家庭に対する物価高対応子育て応援手当も支給されるなど、国民に対し複数の物価高対策のための補助や支援が行われている。

補助等によるエネルギー価格の抑制や現金給付によって、家計負担は一定程度緩和されるが、我が国の財政状況から、このまま際限なく補助等を継続することは不可能であり、応急的な物価高対策は根本的な問題解決につながらない。近年、世界的なインフレ傾向や円安が続き、中東情勢も不透明な中、我が国の物価上昇は今後も続くと考えられ、現在の補助や支援などの応急的な対応だけではなく、今後は、物価上昇そのものの根本的な対策として、物価上昇率と同等かそれを上回る国民所得の向上が必要である。

よって、国においては、現在実施しているような応急的な物価高対策に加え、国民の所得向上のための抜本的な経済対策を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

埼玉県議会 議長

衆議院議長	}	様
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
経済産業大臣		
内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 賃上げ環境整備担当大臣		

原案可決

合併処理浄化槽の普及促進を求める意見書

恵み豊かな川との共生のため、生活排水対策は重要であり、下水道や浄化槽等が整備されてきた。令和6年度末時点で本県の生活排水処理人口普及率は全体で94.3%に達しているが、市部に比べ町村部は普及率が低い傾向にあり、現在も約42万1,000人の県民の生活排水が未処理となっている状況である。

町村部など人口密度の低い区域においては、コスト面では集合処理（下水道、集落排水等）より個別処理（浄化槽）が優位である。また、個別処理については、水質保全の観点から、し尿しか処理できない単独処理浄化槽やくみ取り便槽から、全ての生活排水の処理が可能な合併処理浄化槽への転換を推進することが重要である。

合併処理浄化槽の設置費用については補助制度があり、国・県・市町村を合わせた公的補助の割合や上限額は国が定めている。しかし、昨今の物価・人件費高騰の影響により、国が定める補助基準額を設置費用が上回り、設置者の経済的負担が増加しており、転換の妨げとなっている。

加えて、近年の汚水の集合処理インフラの老朽化や急速な人口減少等を背景とし、維持管理コストの適正化や災害からの迅速な復旧といった社会ニーズの観点などを踏まえ、地域の実情に応じて集合処理から

個別処理に転換する対応が柔軟に行えるよう、都市計画等に関する制度を見直すことも必要である。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 物価・人件費高騰による合併処理浄化槽の設置費用の上昇を踏まえ、補助基準額を引き上げること。
- 2 地域の実情に応じて污水处理施設を柔軟に選択できるよう、都市計画法等の関連する法制度の見直しや、財政支援制度の検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
環境大臣

様

原案可決

議第25号議案

アーバンベアを前提とした実効性のあるクマ被害対策を求める意見書

人の日常生活圏におけるクマの出没や、クマによる人身被害が全国的に増加しており、本県でも令和7年度の出没情報件数は平成20年度以降最多である172件となった。特に近年では、人の多い市街地に出没する「アーバンベア」が大きな問題となっており、被害を防ぐため実効性ある対策が急務である。

国は、昨年9月に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく緊急銃猟制度の運用を開始するとともに、同年11月に「クマ被害対策パッケージ」を、本年3月に「クマ被害対策ロードマップ」を策定し、緊急時の体制構築、クマの個体数の管理強化、人の生活圏への出沒防止等の対策を推進している。

緊急銃猟の実施には、危害防止措置を緊急に講じる必要性や地域住民の安全確保等、4つの条件を全て満たす必要があるが、実施の判断を迫られた現場からは、確認や準備をしている間にクマが逃げてしまった、バックストップ（安土）がなく跳弾の危険があり実施を諦めたなどの声が上がっている。また、国は、緊急銃猟は市町村が行うものであり、射撃タイミング等の「銃猟行為」は捕獲者（ハンター）の専門性に委ねられるが、最終的な責任は市町村が負い、ハンターが民事上・刑事上の責任等の不利益を被ることは通常想定されないとしている。しかし、クマによる危険が差し迫った個別具体的な状況において、市町村やハンターが最善の判断を行うには負担が大きく、実施に関しては懸念の声がある。

緊急銃猟は運用開始から間もなく、実効性確保のために実例を踏まえた継続的な見直しが必要である。また、市町村やハンターの負担を軽減するため、クマ被害対策に利用可能な技術を有する民間事業者を積極的に活用していくべきである。さらに、クマの行動範囲が広く、都府県域を越えて移動するため、都府県単位での個体数調査や管理には限界があり、広域での管理体制や情報共有体制の構築が必要である。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 緊急銃猟の実施状況について検証を行い、ガイドラインの見直しや事例の共有、シミュレーションを含む訓練の実施など、市町村の実施体制整備の支援を十分に行い、負担の軽減を図ること。
- 2 緊急銃猟の従事に係るハンターの精神的・経済的負担を軽減するため、支援の拡充を行うこと。
- 3 ハンターの育成支援制度を整備し、十分な予算を確保すること。
- 4 地方公共団体が実施する人の生活圏へのクマの出沒防止対策、クマの生息状況の把握や適正な個体数の管理について、財政支援を拡充すること。
- 5 クマ被害対策に活用可能な技術を有する民間事業者との連携を推進すること。
- 6 都府県域を越えたクマの個体数調査や管理、緊急時等の都道府県を越えた情報共有のため、国が主導

する広域での管理体制や情報共有体制を構築すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
令和8年7月3日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
環境大臣
内閣官房長官
国家公安委員会委員長

様

原案可決

議第26号議案

広域的なクビアカツヤカミキリ対策の推進等を求める意見書

クビアカツヤカミキリは、サクラ、モモ、スモモ、ウメなどのバラ科の樹木に寄生し、その幼虫が樹木の内部を摂食して枯らしてしまうなどの被害をもたらす特定外来生物である。分布拡大によって、農業や観光産業での被害、公園や街路樹での倒木事故等の影響が出ている。

本県では、平成25年に県南東部の2市で最初の被害が確認されて以降、年々その地域は拡大し、令和7年度末までに県内63市町村のうち56市町村で被害が報告されている。全国でも、平成24年に愛知県で被害が確認されて以降、17都府県で被害が発生しており、急速に被害が拡大している。

本県は、県内市町村に対し、農薬や捕殺による駆除に関する技術的助言や、被害木の伐採や農薬購入に対する補助を実施してきた。また、被害状況を早期に把握し、防除対策を効果的に推進するため、平成30年から県民参加型の集中調査を実施するとともに、生態や防除に関する情報発信や研修会の開催等を行っている。さらに、本年6月補正予算では、県管理施設における緊急防除や市町村における緊急防除の支援のため、11億871万円を計上した。

クビアカツヤカミキリの主な防除方法は、被害木への農薬の散布・注入や伐採等に限られ、抜本的な方法が確立されていないことから、被害拡大に歯止めが掛からない状況が続いている。クビアカツヤカミキリは繁殖力が高く、被害が数十キロメートル以上離れた場所で飛び地的に長距離拡散する事例が相次いで確認されており、現在被害が確認されていない都道府県にも被害が拡大するおそれがある。そのため、地方公共団体単位での対応には限界があり、都道府県を超えた広域的な対策が求められる。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 クビアカツヤカミキリの効果的な防除方法確立のため、研究・開発を強力に推進すること。
- 2 地方公共団体が、都道府県域を越えて被害状況の共有や共同した防除の実施等が可能となるよう、関係省庁が連携して広域防除連絡体制の構築を主導すること。
- 3 地方公共団体が実施する被害調査、モニタリング、被害の未然防止や駆除等について、専門家の派遣、最新情報の提供等の十分な技術的支援や、防除費用、資材購入費への補助等の財政的支援を抜本的に強化・継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
環境大臣

様

原案可決

議第27号議案

北朝鮮による全ての拉致被害者等の即時一括帰国を求める意見書

北朝鮮が拉致の事実を認めた日朝首脳会談から20年以上が経過したが、帰国を果たした拉致被害者は5人にとどまり、いまだ拉致問題の解決には至っていない。

本県は、令和6年12月に、全国に先駆けて「埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例」を議員提案により制定し、県内主要メディア等を通じた啓発など、拉致問題の風化を防ぎ、解決への気運を醸成する取組を行っている。また、本年2月に、本県議会は「北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進する決議」を行い、これらの取組への最大限の支援を行うことを明らかにした。

一方、国では、本年3月19日の日米首脳会談で、高市首相は、拉致問題の即時解決について、引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得た。また、5月19日の日韓首脳会談で、高市首相から拉致問題の即時解決に向けた李大統領の引き続きの理解と協力を求め、両首脳は、その取組の重要性について一致した。

5月30日の「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」では、高市首相は、金正恩委員長との首脳会談を始め、あらゆる選択肢を排除せず、私の代で何としても突破口を開いて、拉致問題を解決すると決意を述べた。

拉致問題の被害者等や家族が高齢となる中で、人命に関わるこの問題は、一刻も早く解決しなければならない人道問題である。

よって、国においては、政権の最重要課題である拉致問題について、早期の日朝首脳会談の実現を見据え、国際社会と緊密に連携しながら、あらゆる手段を尽くして取り組み、いわゆる特定失踪者等の拉致の疑いが排除できない方も含む拉致被害者等全員の即時一括帰国を実現させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

埼玉県議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官
拉致問題担当大臣

様

原案可決

議第28号議案

全てのケアラーに対する包括的な支援のための法整備等を求める意見書

親族や友人等の身近な人に対し、無償で介護や日常生活上の世話などの援助を行う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、心身の疲弊にとどまらず、社会的孤立や経済

的困窮、学業や就業の機会喪失など、人生の様々な局面に重大な影響を及ぼしている。

本県は、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的として、令和2年3月に、全国初のケアラー支援に関する条例として「埼玉県ケアラー支援条例」を議員提案により制定した。その後、ケアラー支援に関する条例制定の動きは全国の自治体に広がっている。

国では、令和6年に「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として「ヤングケアラー」が明記された。また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」においても、ケアラーを支援する地方公共団体への支援や、民間団体と連携した若者支援が示された。

しかし、現在のケアラーへの支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれている上に、地域によって支援内容にも差が生じており、制度の隙間からこぼれ落ちてしまう人がある。介護をしながら働く、育児と介護を同時に担う、認知症の家族や医療的ケア児のケアを行う、高齢者が高齢者のケアを行うなど、ケアラーの置かれている状況は様々であり、年齢や状況で区切るのではなく、全てのケアラー一人一人に寄り添った包括的な支援を継続的に行うことができる体制が必要である。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 年齢や状況で区切ることのない、全てのケアラーを対象とした包括的な支援のための基本法の早期整備を図るとともに、ケアラー支援に係る総合的な計画を策定すること。
- 2 介護保険法や障害者総合支援法など、ケアラーの存在が想定される既存の法律について、ケアラー支援の視点を取り入れた見直しを検討するとともに、制度に分断されない包括的な支援の在り方を構築すること。
- 3 「予防」の視点を取り入れ、ケアラーが困難な状況に置かれる前に支援が可能となる仕組みの構築を図ること。
- 4 地方公共団体が地域のケアラーの実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を十分に行うこと。
- 5 ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

埼玉県議会議長

衆議院議長	}	様
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		
内閣府特命担当大臣（こども政策 若者活躍）		

原案可決

議第29号議案

新型コロナウイルス感染症の後遺症等に苦しむ患児・患者への医療・福祉支援体制の構築と教育を受ける権利の保障を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、感染後の後遺症（罹患後症状）に苦しむ罹患者は多く、強い倦怠感や頭痛、思考力低下などにより、日常生活に深刻な支障をきたしている。

特に児童生徒（患児）への影響は深刻である。身体的苦痛のみならず、長期欠席や学業の遅れなどの支障が生じ、教育を受ける権利が脅かされている。また、後遺症には寝たきりに近い重症例もあり、患児・患者を看病する家族の精神的・経済的負担は非常に大きい。

国においては、これまでも調査研究等に努めてきたが、医療機関によって対応状況が異なることや、学校・職場の理解不足から、患児・患者が孤立するケースが後を絶たない。また、現行の福祉サービスや公的支援の要件に合致しにくい「制度の狭間」も浮き彫りになっている。

よって、国においては、後遺症に苦しむ患児・患者が適切な医療を受け、学びを継続し、安心して生活

できるよう、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 病態解明に向けた臨床研究を加速させ、客観的な診断基準や治療法を早期に確立すること。また、専門外来を設置する医療機関や自治体の相談窓口に対し財政支援を行うこと。
- 2 学校現場等へ最新の医学的知見を周知すること。また、オンライン授業の活用や柔軟な学習評価、進級・進学で不利益が生じないための配慮など、学びの継続を保障すること。
- 3 長期にわたり通学・就労が困難となった患児・患者に対し、障害者手帳の交付や障害年金等の公的支援が円滑に適用されるよう、認定基準の明確化や運用の弾力化を図ること。
- 4 医療、教育、福祉、労働等の関係機関が一体となったワンストップ型の支援ネットワークを地方自治体において構築できるよう、必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

埼玉県議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
感染症危機管理担当大臣

様

原案可決

議第30号議案

ドナーミルクの利用拡大のための環境整備を求める意見書

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。このうち、出生体重が1,500グラム未満の極低出生体重児は、出生直後からNICU（新生児集中治療室）での高度な医療が必要とされるが、生後早期に母乳をあげることで、免疫力を高め、壊死性腸炎・慢性肺疾患・未熟児網膜症等の疾病リスクを低減できるとされている。

しかし、早産や帝王切開などにより母親の健康状態が整わず、十分な母乳が得られない場合がある。そのため、ドナーから寄付された母乳である「ドナーミルク」を適切に保管しNICUの乳児に提供する「母乳バンク」の仕組みは極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3か所の母乳バンク拠点の運営を担っているが、ドナーミルクの法的位置付けは定まっていない。また、国の科学研究費補助金による研究事業の調査によると、9割以上のNICUが母乳バンクの必要性を感じている一方で、費用面や手続面での導入ハードルがドナーミルクの利用拡大を阻んでいるとされている。さらに、ドナー登録施設がある都道府県が限られており、施設数が不足していることも課題である。

よって、国においては、必要とする乳児にドナーミルクを十分提供できるよう、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 ドナーミルクの法的位置付けを早急に明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすため、ドナー登録施設の拡充を支援するとともに、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

埼玉県議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）

様

原案可決

議第31号議案

高校授業料無償化に伴う公私対等な教育環境の整備を求める意見書

令和8年度から、高校生等の授業料に充てる高等学校等就学支援金制度が拡充され、年収にかかわらず、高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、公立高校については11万8,800円、私立高校については45万7,200円を上限額として、高等学校等就学支援金が支給される、いわゆる高校授業料無償化が開始された。

家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることは重要である。その一方で、私立高校の授業料無償化により、施設やカリキュラムが充実し、学校独自の教育方針に基づいた専門性の高い教員の採用や、クラブ活動等で学校独自の取組が行える私立高校の人気の高まり、公立高校の志望者が減少することが懸念されている。他方で、公立高校は教育基盤として今後も重要な役割を果たしていく必要がある。公立高校の進学者が減少し統廃合の流れが加速すれば、私立高校の少ない地域においては生徒の選択肢を狭めることにつながりかねない。

国は、本年2月、「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を示し、都道府県は地域人材育成の中心となる高校を支え、生徒の学びを支援するため「高等学校教育改革実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定するものとされた。実行計画策定後においては、その着実な実現により、公立高校と私立高校が対等に教育環境を整備し、地域全体における高校教育の維持向上を図ることが重要である。

よって、国においては、私立高校と対等となるよう公立高校における教育環境の整備を図り、居住地域や公立・私立の別にかかわらず、生徒が自分に合った魅力ある高校を選択できるよう、持続可能な高校教育制度を設計するとともに、都道府県が策定する実行計画を実現するための十分な財政支援を継続して行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

様

原案可決

議第32号議案

交通事故等における胎児に係る法整備の検討を求める意見書

愛知県一宮市で令和7年5月、妊婦が車にひかれて死亡し、緊急帝王切開で出生した子には重篤な障害が残るという痛ましい事故が発生した。運転手は、死亡した妊婦に対する「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（以下「自動車運転死傷処罰法」という。）違反（過失運転致死）で起訴されたが、事故当時に胎児であった子に対する自動車運転死傷処罰法違反（過失運転致傷）での起訴は行われていない。

一般に、胎児は、刑法や自動車運転死傷処罰法において客体である「人」そのものではなく、母体の一部を構成するものと解されている。交通事故に関する下級審裁判例では、妊婦が被害を受け、その後出生

した子に死亡又は傷害の結果が生じた場合、母親に対する罪とは別に、子に対する業務上過失致死傷罪の成立を認めた事案が見られるものの、その数は少ない。

上記事故の被害者家族は生まれた子も被害者として扱ってほしいと切実に訴えており、この思いに賛同するオンライン署名は13万筆を超えている。こうしたことから、現行制度の在り方に対する見直しを求める国民の意識の高まりがうかがわれる。

出生前に胎児の発育状況が把握できるようになるなどの医療技術の進展や、胎児を独立した被害者として扱うべきとの声などを踏まえると、交通事犯等に係る処罰規定や刑事訴訟法の被害者参加制度において、胎児の法的地位の見直しが必要である。

よって、国においては、交通事犯等において、母体への加害行為により胎児にも影響が及び、出生後に傷害や死亡の結果が発生する事案について、関連する法制度や議論を精査し、胎児の法的保護に係る規定の整備に向けた検討を進めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
国土交通大臣
国家公安委員会委員長

様

原案可決

議第33号議案

警察官の増員を求める意見書

本県では、犯罪や交通事故の増加に歯止めをかけ、県内治安の回復を着実なものとしていくため、警察官や会計年度任用職員を増員し、パトロールや取締りの強化などに努めてきた。また、全国最多を誇る自主防犯活動団体に対する積極的な支援を行うなど、関係機関及び団体との協働による事件・事故の抑止対策を推進している。

こうしたことにより、令和7年の刑法犯認知件数は過去最多であった平成16年と比較して約3割となる53,471件となり、人身交通事故件数も長期的には減少傾向を示しているなど、県内の治安回復傾向は継続している。

しかしながら、犯罪の種類ごとの認知件数を見ると、殺人、強盗をはじめとする重要犯罪は全国3位、侵入窃盗をはじめとする重要窃盗犯は全国1位、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺は全国6位であるなど、全国的に見て、本県の治安情勢は依然として厳しい状況にある。

さらに、本県警察官1人当たりの人口負担及び刑法犯認知件数負担は全国1位であり、令和7年度及び令和8年度には、合わせて警察官350人の増員が措置されたものの、人身安全関連事案への的確な対処、特殊詐欺対策をはじめとした犯罪対策の推進、交通事故防止対策の推進、サイバー空間の脅威への的確な対処、凶悪・重要事犯の迅速な検挙、暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織の壊滅、テロ・災害等緊急事態への的確な対処等、様々な課題に対処するためには、いまだ警察官が不足している現状にある。

今後も、事件・事故を減少させ、更なる県内治安の改善を図り、県民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、警察官の増員による人的基盤の強化が必要不可欠である。

よって、国においては、本県の厳しい治安情勢を踏まえ、いまだ警察官の過重負担が深刻な本県に対して、なお一層の警察官増員を措置するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国家公安委員会委員長

様

原案可決

議第34号議案

警察車両の充実強化を求める意見書

本県では、犯罪や交通事故の増加に歯止めをかけ、県内治安の回復を着実なものとしていくため、人的基盤を強化し、パトロールや取締りの強化などに努めるとともに、自主防犯活動団体に対する積極的な支援を行うなど、官民一体の犯罪抑止活動を推進している。

しかしながら、平成17年以降連続で減少してきた刑法犯認知件数は、令和4年から増加傾向が継続している。

また、特殊詐欺は、令和5年から認知件数・被害額ともに増加傾向で推移し、令和7年は、認知件数・被害額ともに過去最多を更新するなど、厳しい情勢となっている。

現在、本県警察官1人当たりの人口負担は617人、同じく刑法犯認知件数も4.50件といずれも全国1位であり、多様化する警察事象に対応する警察官が不足している現状にある。

今後、将来にわたって、事件・事故を減少させ、県内治安の改善を図り、県民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、人的基盤の強化と共に事件事故への早期対応に欠かせない警察車両の充実強化が求められる。

警察法第37条及び同施行令第2条では、警察車両の購入に必要な経費は国庫が支弁すると規定されているが、本県の県費警察車両の割合は約4割を占めている。

また、県費車両の更新整備は、原材料費の高騰、安全装置の義務化、脱炭素化に対応したハイブリッド車の導入等による車両本体価格の上昇によりままならない状況にあり、さらに、全体的な車両老朽化に伴い、修繕料等の車両維持経費も重い負担となっている。

よって、国においては、本県の厳しい治安情勢及び県費支弁による負担が高い現状を踏まえ、国庫支弁による警察車両の充実強化を措置するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国家公安委員会委員長

様

原案可決

議第35号議案

児童生徒一人一人の「学力の伸び」を把握する埼玉県方式の学力調査の全国導入を求める意見書

本県では、政令市を除く県内市町村の公立小・中学校及び義務教育学校に在籍する小学校第4学年から中学校第3学年までの児童生徒を対象に、埼玉県学力・学習状況調査（以下「県調査」という。）を毎年度実施している。県調査では、国語、算数・数学、英語（中学校第2学年及び3学年）についての調査のほか、「やりぬく力」や「自己効力感」といった非認知能力や、「プランニング方略」や「努力調整方略」といった学習方略を測定している。また、項目反応理論（IRT）を採用し、全ての問題に同一尺度で難

易度を設定するとともに、小学校第4学年から中学校第3学年までの同一の児童生徒を継続して追跡することで「学力の伸び（経年変化）」を正確に測定することが可能となっている。

一方、国は、国・公・私立学校の小学校第6学年の児童及び中学校第3学年の生徒を対象に、全国学力・学習状況調査（以下「国調査」という。）を毎年度実施している。国調査は、国語と算数・数学については毎年度、英語（中学校第3学年）と理科については3年に1度程度、実施されているが、同一児童生徒の学力の伸びを測定するものではなく、非認知能力については、質問紙調査の項目を通じてその傾向を把握し、学力調査の結果との関連を分析しているものの、個人の経年変化を追跡する形での測定は行っていない。また、IRTは令和7年度における中学校第3学年の理科についての調査から導入されたばかりである。

非認知能力や学習方略など多面的な評価は、学校現場の指導改善に有効であり、また、個人の長期間の経年変化を追う県調査の方式は、児童生徒一人一人の状況を緻密に把握し、学力向上につなげるため非常に有用である。

よって、国においては、県調査のような児童生徒一人一人の「学力の伸び」を把握する学力調査を全国で導入するとともに、各都道府県独自の調査導入や調査結果のデータ分析に係る費用について十分な財政支援を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

埼玉県議会 議長

衆議院議長	} 様
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	

原案可決

議第36号議案

自転車防犯登録の全国一元管理及びデジタル化の推進を求める意見書

自転車は、身近な移動手段として多くの人々の生活に定着しており、近年では環境負荷の低減や健康増進の観点から、その活用の重要性が一層高まっている。一方で、本県では年間1万3,000件を超える自転車盗が認知されており、その対策は喫緊の課題となっている。

現行の自転車防犯登録制度は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づき都道府県ごとに運営されており、登録情報は各都道府県警察のデータベースで管理されている。そのため、盗難車両が都道府県境を越えて流通・放置された場合は所有者情報の照会に長い時間を要し、円滑な返還手続が阻害されている。また、都道府県境を越えた転居時の登録変更手続が煩雑であるほか、登録料や登録の有効年数などが都道府県ごとに異なり、利用者にとって制度が分かりにくいなどの課題がある。このような分散管理体制は、システム運用における非効率性を生み、行政コストの増大にも繋がっている。

加えて、個人が登録情報にアクセスすることができず、近年増加しているインターネットを介した個人間売買において問題となっている盗難品の流通の抑止に活用できていない。

都道府県ごとに分散しているデータベースを国が一元化し、全国どこからでも即時の照会を可能とするなど、デジタル技術を最大限に活用した制度とすることが、防犯のみならず国民の利便性向上の観点からも必要である。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 都道府県単位で管理されている登録情報を統合し、警察機関が全国の情報で即時照会できる一元的なデータベースを構築し、システム運営の効率化とコスト低減を図ること。
- 2 登録料や有効年数などの制度を全国一律とし、国民に分かりやすい制度とすること。
- 3 国民がオンラインで効率的に新規登録、住所変更、譲渡、抹消等の手続が完結できる仕組みを整備すること。
- 4 個人間売買における盗難品の流通を抑止するため、プライバシーに配慮しつつ、個人が容易に車体番号等から盗難届の有無を確認できるシステムを構築するとともに、関連法制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
国家公安委員会委員長
内閣府特命担当大臣（規制改革）

} 様

原案可決

議第37号議案

議員派遣について

令和8年7月3日

次のとおり議員を派遣する。

全国都道府県議会議長会「女性議員研究交流大会」

- 1 目 的 都道府県議会の女性議員間における情報及び意見の交換
- 2 派遣場所 東京都
- 3 派遣時期 8月
- 4 派遣議員 6人以内

原案可決

議第38号議案

議員派遣について

令和8年7月3日

次のとおり議員を派遣する。

高等学校への出前講座

- 1 目 的 高校生に県議会や議員の活動等に関する理解を深めてもらうこと
- 2 派遣場所 埼玉県
- 3 派遣時期 9月
- 4 派遣議員 6人以内

原案可決

議第39号議案

議員派遣について

令和8年7月3日

次のとおり議員を派遣する。

高等学校への出前講座

- 1 目 的 高校生に県議会や議員の活動等に関する理解を深めてもらうこと
- 2 派遣場所 埼玉県
- 3 派遣時期 10月
- 4 派遣議員 6人以内

原案可決

陳情受付状況

番号	受付年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名
7	8.3.9	埼玉県議選補選南2区 当選 西澤さとし候補 繰り上げ当選 古川圭吾候補 について	個人
8	8.3.10	美里町 SuperTown プロジェクトの予算組み入れ 及び美里町長原田信次の信用失墜行為について。	個人
9	8.3.27	さいたま市秋ヶ瀬公園 3/22 に行われたクルド 人の祭りネウロズについて	個人
10	8.4.2	埼玉県職員の交通事故対応に関する調査及び適切 な処分を求める陳情	個人
11	8.4.22	JA さいたまにおける准組合員加入手続の適法性 及び埼玉県農業政策課農協公社担当の監督不作為 について	個人
12	8.5.12	いじめ重大事態調査の適正化および被害者支援の 充実に関する陳情	個人
13	8.5.14	高等学校における平和教育及び校外学習の政治的 中立性と安全確保を求める陳情	学校教育の中立性と透明性を守る埼 玉県民の会 埼玉県代表 赤岩 弘一 ほか1名
14	8.6.3	砂防工事取り付け道路の完全な終了をしてほし い。イノシシやシカの害で墓が埋まり始めいずれ 住居の移動を迫られる。	埼玉県秩父市日野田町2-4-31 秩父プチジオミュージアム 館長 内藤 定芳
15	8.6.11	川越マスジドに関する陳情書	個人
16	8.6.15	高等学校の労働環境改善（教職員の ICT 環境と 空調）について	個人

閉会中における特定事件一覧表

(令和8年6月定例会)

(議会運営委員会) 1 9月定例会会期予定について 2 9月定例会の質疑質問について 3 議会に関する条例、規則に関するについて 4 特別委員会の設置及び変更に関するについて 5 委員の選任及び所属変更に関するについて 6 執行機関の附属機関等の委員の推薦について 7 報道機関の取材に関するについて 8 その他議会運営に関するについて	(環境農林委員会) 1 環境保全対策の推進について 2 廃棄物対策について 3 自然の保護及び緑化対策について 4 地球環境の保全の推進について 5 農林水産業の振興について 6 農林水産物の価格安定及び流通機構の整備について 7 農林水産物の品質及び安全性の確保について 8 農林災害対策について 9 農村の生活環境の整備について 10 農林水産業関係団体の指導について 11 試験研究機関の整備について	(県土都市整備委員会) 1 道路事業の推進について 2 河川事業の推進について 3 ダム及び砂防事業の推進について 4 公共用地の取得及び管理について 5 建設工事の管理について 6 都市計画行政の推進について 7 公園の整備及び管理について 8 土地取引の適正化について 9 建築行政の推進について 10 住宅行政の推進について 11 営繕事業の実施状況について 12 さいたま新都心の整備について 13 下水道の整備及び管理について
(企画財政委員会) 1 県行政の総合的企画及び調整について 2 歳入の確保について 3 行政改革の総合的な推進について 4 行政組織及び定数管理について 5 情報化の推進について 6 地方分権の推進について 7 市町村行財政の充実について 8 地域の総合的な整備の推進について 9 土地及び水政策の総合的な推進について 10 交通政策の推進について 11 公金の出納・保管状況について	(福祉保健医療委員会) 1 社会福祉施設の整備拡充について 2 社会保障制度の充実について 3 児童福祉の推進について 4 高齢者福祉の推進について 5 障害者福祉の推進について 6 健康の保持・増進体制の充実について 7 疾病の予防・治療対策の推進について 8 地域医療体制の整備拡充について 9 環境衛生・食品衛生の推進について 10 医薬品などの安全対策の推進について	(文教委員会) 1 義務教育の充実について 2 高等学校教育の充実について 3 特別支援教育の充実について 4 生涯学習の推進について 5 学校保健教育・体育の充実について 6 文化の振興と文化財の保護について 7 人権を尊重する教育の推進について 8 国際理解教育の推進について 9 情報教育の推進について 10 環境教育の推進について
(総務県民生活委員会) 1 職員の待遇改善について 2 情報公開制度の施行状況について 3 政治倫理について 4 私学の振興について 5 県税に関するについて 6 県有財産の管理状況について 7 入札・契約制度について 8 県営競技事業の施行状況について 9 広聴広報について 10 NPO活動及びコミュニティ活動の推進について 11 人権施策の推進について 12 男女共同参画の推進について 13 県民文化の推進について 14 国際交流の推進について 15 青少年対策について 16 スポーツの振興について 17 消費生活の安定・向上について 18 交通安全対策について 19 防犯のまちづくりの推進について	(産業労働企業委員会) 1 労働条件の向上及び労働福祉施策の充実について 2 労使関係の安定確立対策について 3 職業能力開発体制の整備拡充について 4 雇用対策の推進について 5 商工業の振興について 6 中小企業金融対策について 7 産地産業の振興について 8 観光資源の利用促進について 9 商工関係団体の指導について 10 試験研究機関の整備について 11 科学技術の振興について 12 工業用水道事業の実施状況について 13 水道用水供給事業の実施状況について 14 地域整備事業の実施状況について	(警察危機管理防災委員会) 1 警察行政の総合的企画及び調整について 2 警察官定員の増加と待遇改善について 3 警察施設の整備と管理運営について 4 生活安全活動体制の充実について 5 地域活動体制の充実について 6 刑事警察の強化について 7 交通安全施設の整備及び交通指導取締りについて 8 消防及び防災の強化について 9 危機管理の強化について

閉会中の委員会活動

〔目 次〕

頁

〔視 察〕

議会運営委員会	46
常任委員会	
企画財政	48
総務県民生活	49
福祉保健医療	51
産業労働企業	52
県土都市整備	54
文教	55

〔視 察〕

議会運営委員会

1 調査日 令和8年5月18日(月)～19日(火)

2 調査先

- (1) 熊本県議会(熊本市)
- (2) 福岡県議会(福岡市)
- (3) 福岡県営天神中央公園(福岡市)

3 調査の概要

(1) 熊本県議会

(開かれた議会に係る取組について)

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 県民に開かれた議会づくりの推進を行う必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 熊本県議会では、県民に開かれた議会に向けた取組として、県内高校生を対象にした模擬議会「高校生県議会」を開催している。
- 本会議場を使用し、高校生が議長・副議長・事務局長を務めて議事進行を行うなど、本格的な本会議運営を体験できる場となっている。

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- 「くまもとの未来を担う高校生たちが、県の施策や県議会の役割について理解と関心を深めるとともに、高校生たちが描いているくまもとの新しい時代について議論を交わすこと」を目的に、平成23年度から12回実施している。
- 令和7年度に内容を見直し、事前研修時と模擬議会終了後に議員との意見交換会を実施した。参加した生徒からは、「貴重な体験ができた」「県が取り組んでいる政策を知ることができた」「議員と話す機会はほとんどないので、いろいろな話が

聞けて良かった」などの高い評価を得ている。

- 議員との意見交換会については、参加校ごとに担当議員を割り当てて実施するが、高校3年生は選挙権を有している可能性があり、中立性確保のため、担当議員を自身の選挙区内の学校に割り当てない対応を取っている。

■ 質疑応答

Q 意見交換会といった取組は、学校側の求めに応じていかないと思うが、高校生県議会の実施に当たり、どのように参加する高校を募集し、選定しているのか。

A 学校の募集・選定について、公立学校は教育委員会、私立学校は私学振興課を通じて行っており、地域や質問項目がかぶらないよう調整し、実施校が決まった段階で議会側に報告される。なお、昨年度から実施校を4校に絞っており、公立学校を県央、県北、県南から各1校、私立から1校選出している。

Q 模擬議会では、知事も出席し答弁をしているのか。

A 模擬議会において、執行部の出席者は本会議と同様に知事以下各部長が出席している。また、実際の本会議における議員の質問に対するものと同様、知事や部長が答弁を行っている。

Q 高校生からの提案の中で、実際に改善や実施したものはあるのか。

A 詳細は不明だが、執行部側での施策につながったものがあつたと聞いている。

Q 一般質問や委員会を高校生が体験する中で、議員の立場でどの程度中身をサポートしているのか。高校生が完全にゼロから考えているのか、ある程度議員からのサポートがあるのか。

A 質問のテーマは高校生からの提案だが、事前研修時に議員からアドバイスをもらっていると聞いている。またその後、執行部と一緒に質問を組み立てる期間を設けており、本格的に質問を作成している。



熊本県議会にて

(2) 福岡県議会

(議会運営について・特別委員会の設置について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 近年の複雑化・多様化する諸課題に対応するため、迅速かつ効率的な議会運営を行う必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 福岡県議会では、本会議での代表質問・一般質問、常任委員会での審査のほか、調査特別委員会を設置し、より専門的な審査を行っている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 代表質問は各定例会（2月、6月、9月、12月）に実施しており、交渉会派の各会派1名としている。質問順位は多数会派順だが、所属議員が同数の会派は、会期ごとに順位を交代している。なお、質問時間（再質問等を含む）は、当初予算が提案される定例会は60分以内、その他の定例会は45分以内と定めている。
- 一般質問の質問者数は制限していないが、会派の持ち時間の範囲内により、各会派が自ら議員数を調整し届け出る。また、再質問の回数について制限はなく、質問時間の範囲内で行うことができる。
- 調査特別委員会は、空港・交通インフラ調査特別委員会、子育て支援・人材育成調査特別委員会、再生可能エネルギー等調査特別委員会、国際化・多文化共生社会調査特別委員会、ワンヘルス・地方分権等調査特別委員会及びスポーツ立県調査特別委員会の六つ設置し、閉会中に審査を行っている。委員会審査のほか、現地視察も行っている。
- 常任委員会及び特別委員会の審査又は調査事項が競合する場合は、調査特別委員会において審査を行い、常任委員会へ報告を行う。
- 常任委員会の委員長報告は、審査又は調査の経過及び結果を口頭で各定例会行っている（1委員会1～2分程度）。
- 調査特別委員会の委員長報告は、審査経過の概要を口頭で、原則2月定例会において早期議決日に3委員会、閉会日に3委員会の報告を行っている（1委員会10分程度）。
- 予算特別委員会（原則2月定例会）及び決算特別委員会（9月定例会）の委員長報告は、審査経過及び結果を口頭で行っている（20分程度）。
- 委員長報告に対する質疑は省略しているほか、常任委員会の閉会中の調査結果は、調査報告書を作成し、毎定例会の閉会日の本会議で配布し報告している。

■ 質疑応答

- Q 再質問の回数に制限がないとのことだが、再質問を行うといろいろな方向に話が進み、当初の質問から逸脱したような質問が出てくるおそれがある

と思うが、逸脱した質問とならないようにするルールはあるのか。また、当初の質問の内容から逸脱し、議長が整理した例は過去にあるのか。

- A 議員から質問通告書を提出してもらっているもので、その質問の範囲から内容が広がる可能性は低いと考えている。なお、過去には、逸脱した際に一般質問を中断し、議会運営委員会で協議した例があった。

(3) 福岡県営天神中央公園

(県営公園における近年の民間活力導入事例について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 県政における複数の分野が関わる施設等について、各所管の常任委員会若しくは必要に応じ設置する特別委員会において適切に審査を行う必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 福岡県では、同県行政改革大綱に基づき「公共施設等の管理・整備についても、民間の資金や経営能力等のさらなる活用に向け、検討を進める」としている。
- 同県都市計画基本方針においても、「公園・緑地の整備・管理においては、Park-PFIの活用により民間の優良な投資を誘導するとともに、地域住民や団体等による管理運営への参画を促進し、都市公園の魅力と利便性の一層の向上を図っていく」とし、天神中央公園及び大濠公園でPark-PFIによる整備がなされた。
- 同県議会では、Park-PFIを活用した県営公園の整備・維持管理は建築都市委員会で審査する一方、敷地内の文化財活用は文教委員会で審査が行われている。また、その他各部局における事業のPRにも活用されていることから、公園の整備やその活用については、委員会をまたいで議論がされている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 都市公園法改正によるPark-PFI制度を活用し、民間事業者の収益を公園整備に還元する形で、天神中央公園西中洲エリアの再整備が行われた。
- 整備前は、昼夜を問わず観光への貢献度が低く、滞在時間が短い、水辺や緑を楽しめる空間が少ないといった課題があった。再整備により、飲食施設の充実、施設の老朽化対策、照明デザインの導入などが行われ、明るく魅力的な空間へと生まれ変わった。
- Park-PFIの活用により公園の整備や管理に係る行政の財政負担も軽減された。また、民間事業者の創意工夫や専門的なノウハウが公園の

整備・運営に生かされ、質の高いサービス提供が可能となった。

■ 質疑応答

Q Park-PFIの活用により、公園のにぎわい等についてどのような効果があったのか。

A 整備前後で調査したところ、公園の利用者数は2倍になった。行政使用料は約200万円で、売上げとしては令和6年度で約4億円となっている。利用者からの評判も良く、官ができないことを民が行うことでウィンウィンの関係が生まれている。

Q 公園の再整備に当たり、住民の要望を聴く機会があったと思うが、どのような意見があったのか。

A 周辺にオフィスが多い立地であることもあり、飲食店が欲しいという要望は多くあった。また、中洲や天神から近いこともあり、イベントで活用したいという声も多く、現在も常に何らかのイベントが開催されているような状況となっている。

Q 再整備の検討段階において、樹木を伐採することに反対する意見などはなかったのか。

A 樹木の本数としては減少するが、夜でも明るい空間を作るメリット等を説明し、伐採が問題となることはなく整備が進められた。

Q 事業の構想から供用開始まではどの程度の期間であったのか。

A 基本構想からは5年程度で、公募からは1年半程度である。

えることなく路線バスとして各方面へ運行することが可能となっている。

- 開業当時の利用者数は1日当たり約5,300人であったが、周辺人口の増加に伴い、令和6年度は11,669人まで増えているなど地域の重要な交通インフラとなっている。一方、利用者増による混雑であったり、車両部品の入手が困難になっていたりと、様々な課題も現れている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 同じバス路線の中で、高架区間は名古屋ガイドウェイバス株式会社、平面区間は名古屋市交通局と、途中で運行主体が変わる。車両は同社が所有し、交通局に貸与する形を取っている。

- ガイドウェイシステムの建設コストについて、インフラ部（橋脚、駅舎など）は約320億円で、名古屋市が道路として整備した。インフラ外部（車両やレールなど）は約55億円で、同社が整備した。インフラ部のコストは、地下鉄を建設した場合の約4分の1である。

- 1日当たり310便（平日）が運行し、大曽根を走る地下鉄名城線と同等の本数である。乗客については、開業時に比べ、定期利用者の割合が大幅に増加している。

- 運賃収入はコロナ禍以降右肩上がりであるが、車両や施設の老朽化に伴う修繕費の増加、物価・人件費の増加などのコスト増の影響もあり、収益は令和7年度も赤字となっている。

- 特殊部品、特殊改造のため、車両メーカーの協力を取り付けることが困難であり、柔軟な増車や車両更新を行うことができないことも課題となっている。

■ 質疑応答

Q 都市部の渋滞緩和に対して、効果的な事業であると思うが、なぜほかの地域に広がらないと考えるか。また、大曽根から都心部への更なる延伸の要望などはないのか。

A 都心部への更なる延伸の要望はある。しかし、ダイヤ面などから難しい。また、中央分離帯の上に構造物を造るため、道路の幅員（25m以上）も必要となる。さらに、都心部では地下鉄を先に整備してきた経緯もある。他の都市でもガイドウェイバスシステムの計画はあったが、このような様々な要因により名古屋市だけとなっている。

Q 黒字化に向けて、今後の取組をどのように考えているのか。

A 開業以来、消費税率の改定を除いて料金の値上げを行っていない。走行距離に対する金額が現在は安いと、料金改定の検討が必要と考えている。

企画財政委員会

1 調査日 令和8年5月25日(月)～26日(火)

2 調査先

- (1) 名古屋ガイドウェイバス株式会社（名古屋市）
- (2) 航空宇宙生産技術開発センター（岐阜市）

3 調査の概要

- (1) 名古屋ガイドウェイバス株式会社
（公共交通施策の推進について）

[調査目的]

■ 本県の課題

- 人口減少や高齢化が進む中、地域交通の維持・活性化を図るために、多様な交通手段を整備する必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- ゆとりーとラインは、名古屋市北東部エリアの大規模開発による、人口の増加に伴う地域の足の確保と、都心部への交通混雑を解消し、将来の高度なまちの発展に寄与する新たな交通手段として平成13年3月23日に導入され、今年で開業25周年を迎えた。
- ガイドウェイシステムとして、大曽根から小幡緑地間は高架専用軌道を運行し、その先の一般道路では、案内輪の出し入れを行うだけで、乗り換



名古屋ガイドウェイバス株式会社にて

(2) 航空宇宙生産技術開発センター (地域中核産業の活性化による地方創生について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 活力ある地域社会を創るため、産学金官の連携により地域産業を活性化し、産業に必要な人材を地域に定着させることが課題となっている。

■ 視察先の概要と特色

- 中部圏は、国際戦略総合特区（アジアNo. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区）に指定され、今後も航空宇宙産業の成長が期待されている。同センターでは、岐阜大学の生産技術と名古屋大学の設計技術の強みを生かし、人材育成と研究開発を柱として、教育・研究や地域企業との連携を通じて、魅力ある大学づくりと地域産業の発展を支えている。
- 岐阜県では、国の「地方大学・地域産業創生交付金」を活用し、航空宇宙生産技術人材育成・研究開発プロジェクトに取り組んでおり、同センターの活動を通じ、就業者の増加、若者雇用の創出を目指している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 同センターの学生の岐阜県内における就職者数は、事業開始前の平均45人から60人近くまで増加している。6割から7割の学生が愛知県から通学している背景からすると、岐阜県に多くの学生がとどまるようになったと考えられる。
- 同センターの教員、学生が、企業技術者とともに実証研究活動を実施することにより、研究シーズを様々な分野へ社会実装するとともに、企業の即戦力人材を育成する事業も開始しており、学生が企業現場を訪れた回数は延べ20回を超えている。
- 学生を対象に、航空宇宙産業の魅力を伝えるものづくりの体験や最先端技術の理解を深める機会

の提供、こども向けの夏休みイベント、中学生向けの講習など、若年層への展開も行っている。

- 研究された航空宇宙生産技術は、自動車部品や建材分野など、他分野にも横展開されており、地域産業全体の生産性向上につながる取組となっている。
- 東海国立大学機構（岐阜大学及び名古屋大学）とボーイング及び国内機体メーカー3社が参加するコンソーシアム（CSAP）は、自動化やAIの活用による持続可能な航空機生産のための生産技術の開発を行っている。

■ 質疑応答

- Q 他国の航空産業に対して同センターやコンソーシアムの強みをどのように考えるか。
- A 航空産業は欧米に追い付かなければならない状況であるが、生産技術は劣らないと考えている。ワーカーのスキルレベルが欧米に比べ高く、そのような部分にこれまでは頼ってきた。今後は人材が少なくなるため、生産技術、特に自動化の分野が強みであり、欧米にリードを保っていく分野であると考えます。
- Q AI研究は、中小企業でも使えるような展開であったり、汎用性のある開発が行われていたりするのか。
- A 航空機生産技術の他産業への転換は行っている。研究している技術は、製造業全般に使えるものであるため、今後も様々な企業に使っていただけるよう取り組みたい。AIについては、生成AI、AIエージェントが進歩しているが、どこまでをAIに行わせ、どこまでを人間が行うのか、アプローチを考えなければならないとともに、技術流出やセキュリティ面への配慮も必要であると考えます。

総務県民生活委員会

1 調査日 令和8年5月28日(木)～29日(金)

2 調査先

- (1) 玉野競輪場（玉野市）
- (2) 岡山芸術創造劇場ハレノワ（岡山市）

3 調査の概要

(1) 玉野競輪場

（県営競技事業の運営について）

[調査目的]

■ 本県の課題

- 県営競技施設の老朽化が進む中、安定的な収益確保と競技参加の拡大を図るため、地域との連携や民間活力を積極的に取り入れた再整備の検討が必要である。

■ 視察先の概要と特色

- 玉野競輪場は、DBO方式を活用して老朽化施設を宿泊施設併設の複合施設へ再生し、民間活力

により収益性と公共性の両立を実現した先進的な施設である。

- 同施設は再整備に当たり、競輪場に加えて宿泊施設及び選手宿舎を一体的に整備し、複合型施設として観光資源化を進めるとともに、来場者の滞在時間の延伸や周辺地域の活性化にも寄与している。
- 地域コミュニティの場としての機能や防災拠点としての機能も備えており、地元イベントへの協力や災害時の施設開放など、地域と連携した取組を進めている。

【調査内容】

■ 聞き取り事項

- DBO方式の採用により、運営・維持管理を含めた民間ノウハウを取り込み、機能性向上や支払額の平準化を実現した。また、固定の委託料の下で売上増が収益増につながりやすい、市は少人数体制で管理できるなどのメリットもあった。
- 再整備費は総額約50億円であり、民間（株式会社チャリ・ロト）の負担額はホテル兼宿舍棟の建設費として約30億円、市の負担額はメインスタンド及びバンクの整備費として約20億円であった。
- ホテル「KEIRIN HOTEL 10」の運営はコロナ禍で低稼働から始まったが、その後に単月黒字化し、現在は年間黒字基調で稼働率も50%台後半を維持している。宿泊需要は、競輪目的よりも観光目的が多くを占め、これまで素通りだった観光客の滞在にも寄与している。
- 当初、ミッドナイト競走は、一般客を入場させず実施するものと定められていることから、宿泊客に客室のカーテン等の開放を禁止するなどの制約を課していたが、現在は誓約事項の遵守という運用下で、無観客ルールと併設施設の快適な利用の両立を図っている。

■ 質疑応答

- Q こども向け施策を進める際、どのような配慮をしているのか。また、若年層のギャンブル依存などへの懸念もあるが、何か対応をしているのか。
- A 租税教室では注意喚起を添え、こども向けイベントはレース日を避け、エリアも分けている。また、車券購入者への啓発・相談窓口の周知も強化している。
- Q DBO方式において、自治体の収益と赤字リスクをどのように整理しているのか。
- A 委託料は年5.5億円で、収益は最低保証3億円を設定している。未達分は事業者が補填し、超過分は市7割・事業者3割で配分する。
- Q 再整備により、若い世代など新規顧客の拡大につながったのか。観戦しない宿泊客が多い点も含めてどう見ているのか。
- A 直接売上げに直結するより、イベント等で玉野競輪を知ってもらう種まきの段階である。将来的

な新規顧客増につなげる考えである。

(2) 岡山芸術創造劇場ハレノワ (文化芸術の振興について)

【調査目的】

■ 本県の課題

- 県民が文化芸術に触れる機会を広げ、本県の多彩な文化資源を県内外へ発信していくため、創造・鑑賞・交流を支える質の高い文化芸術環境の整備が必要である。

■ 視察先の概要と特色

- 岡山芸術創造劇場ハレノワは、老朽化した市民会館と市民文化ホールの移転・統合により新たに整備された創造型劇場であり、創造・鑑賞・交流を一体化した機能を備え、街のにぎわい創出と文化芸術振興を同時に実現している。
- 同施設は、大・中・小の3劇場を備える中四国最大級の文化拠点であり、「魅せる・集う・つくる」をコンセプトにした創造型劇場である。
- 「ハレノワ創造プログラム」として、高齢者演劇集団「さいたまゴールド・シアター」の作品をリメイクして上演するなど、高齢者をはじめ幅広い世代が活躍できる取組を進めている。

【調査内容】

■ 聞き取り事項

- 同劇場は、再整備の枠組みの中で、まちづくりの核である文化拠点として位置付けられ、通過点になりがちな都市の状況を人が集まる構造へと変化させることで、中心市街地のにぎわい創出を図る役割を担っている。
- 令和4年12月28日に竣工、令和5年9月1日に開館した同劇場は、多様な文化活動に対応する三つの劇場に加え、練習室、アートサロン、ギャラリーを備えており、市民協働による作品創作や交流を促進している。
- 話題性のある公演を招へいして注目を集めることや、市民とともに作品を生み出す創造事業を両輪で回すことを運営方針に掲げ、鑑賞と創造を同時に進め、認知と来場の拡大を図っている。
- 交流事業と創造事業を組み合わせ、関与人口を広げるため、こどもや高齢者を含む参加型事業を重視し、体験機会や多様な層の参加を促す事業を展開している。

■ 質疑応答

- Q 周辺のまちづくりの観点で、商店街と連携した事例など、具体的な施策やプロモーションの実施についてはどのようなものがあるのか。
- A 開館前後に商店街を使ったイベントやパレードを行い、マルシェや広報での協力も得てきた。商店街にも様々な事情がある中、適宜連携を行っている。
- Q 主に夏休みに実施するこども向け企画は、どう

いう狙いで設計しているのか。

A コロナ禍で体験機会が減ったため、劇場で身体表現や自由創作を行うことができるイベントを企画した。親子での参加だけでなく、こどもを地元アーティストと関与させる自由な場も設けている。

Q 指定管理期間が10年と長い、職員数や雇用体制はどうなっているのか。

A 事業費や人件費を含めて事業を継続実施することや、専門職が必要なことから、10年とした。劇場約50人、他施設約30人の全体で約80人の体制である。



岡山芸術創造劇場ハレノワにて

福祉保健医療委員会

1 調査日 令和8年5月26日(火)～27日(水)

2 調査先

- (1) 松阪市役所(松阪市)
- (2) 健康長寿支援ロボットセンター(大府市)

3 調査の概要

(1) 松阪市役所

(救急搬送時の選定療養費について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 医療需要の増加や人手不足などにより、地域医療体制の見直しが迫られており、限られた医療資源を効率的に活用する取組が必要とされている。

■ 視察先の概要と特色

- 松阪市内の200床以上の三基幹病院(松阪中央総合病院・済生会松阪総合病院・済生会松阪市民病院)では、令和6年6月から救急搬送における選定療養費の取組を開始している。
- 同市の報告書では、1年という期間ではあるが、医療機関の適正受診につながる状況が確認でき、「一次二次救急医療体制の機能分担」・「救急車の出動件数の減少」等に一定の効果が確認できたと捉えている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 松阪地区消防組合は、所管区域の人口規模が熊谷市とほぼ同等である消防組合だが、面積は5倍で選定療養費導入前の出動件数は現在の1.5倍であった。また、50件以上出動があった日も94日と多く、消防や三病院が危機感を持っていた。
- 医療機関の役割分担に応じた適切な受診や救急車の利用が重要と考え、令和3年12月に三病院連絡会において松阪市長から協議の依頼があり、「一次二次救急医療体制あり方検討会議」を立ち上げたのが、救急搬送時の選定療養費制度の導入につながっている。
- 病院側としては、導入開始前は抑止力としての期待感があったが、クレーム対応による現場の疲弊を懸念していた。また、判断に伴う医師の負担や三病院の足並みが揃うのかも心配していた。
- 導入開始後は、想定より患者の理解が得られていて、大きなトラブルもなく運用できており、制度発表時の方が反響が大きかったと感じている。医療機関の負担については、医師と事務の分担ができており、適用に係る医師の負担が少なく済んでいる。また、救急かどうか、適用の判断についても病院間で共有し、ばらつきもなくなってきている。導入後の結果についても、適用率が高すぎた場合は、クレームもあるが、全体の9.9%と妥当な数値に収まっていると考えている。

■ 質疑応答

Q 助かるはずの命を救うというのが選定療養費の目的の一つだと思うが、実際に救われたことが分かる統計やデータは出ているのか。

A 救命が間に合ったケースについては、数値として出てきづらい部分ではあるが、救急隊員の1日の出動件数が50件を超える日数が減っており、救われた命もあると考えている。

Q 救急搬送における選定療養費の適用について、茨城県も同じような時期に開始しているが、自治体間で連携して進めたのか。

A 徴収を開始するに当たって連携は行っていないが、徴収開始後は情報共有をしながら進めていた。ただし、救急かどうかの適用判断については、松阪市と茨城県では異なり、松阪市では搬送先の医師が判断するが、茨城県はガイドラインに基づき判断している。

Q 効果として救急搬送件数が1割減少したとのことだが、今後、更にもう一段階上の削減を検討しているのか。

A 1割減少したとはいえ、適正数となったとはいえない。現在は、休日夜間でも日中と選定療養費が同額であり、お金を払えばいつでも救急車に乗れると考える人が出る可能性もあるため、継続し

て適正利用を啓発していきたい。

(2) 健康長寿支援ロボットセンター

(医療・介護分野における機器の実用化について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 医療・介護人材が不足する中、急速に進む高齢化等に対応するため、現場における生産性をどう向上させるかが求められている。

■ 視察先の概要と特色

- 健康長寿支援ロボットセンターでは、高齢者の自立支援・生活の質向上を目指し、ロボット技術を活用した支援システムの開発と普及を促進している。
- 近年では民間との共同研究として、次世代技術を実生活へ導入する「長寿チャレンジハウス」を開設するなど、産学官の協働による実証拠点づくりや「未来の暮らし」実現に取り組んでいる。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- リビングラボという、リビングやトイレを再現した屋内、階段やスロープを再現した屋外といった生活の場を再現した実証空間において、寄り添いロボットによる転倒リスクの減少や、「R T. 2」という歩行支援ロボット等について、研究・開発が進められている。
- 寄り添いロボットは、天井レールとジャケットがつながっており、転倒の速度に応じたブレーキによりゆっくりと着地させることができる。レールさえあればどこにでも移動でき、建築メーカーが開発していることもあり、施設だけでなく自宅に設置することが可能である。
- 歩行支援を行う「R T. 2」は、登り坂ではパワーアシストが掛かり、下り坂ではブレーキが掛かる。各種センサーにより傾き等を検知することで、見た目以上に歩行が楽になる。
- 併設されている「あいちサービスロボット実用化センター」では、主に愛知県内のロボット・機器等の実用化を目指す企業への支援のほか、ロボット等の展示を行っている。
- 同県では介護・福祉というよりも、産業振興の観点での実用化支援を目的として国と連携している。福祉に特化した展示は名古屋市で行っており、市との住み分けも行っている。
- 同所では、自動車部品メーカーが開発した、お世話をすると機嫌が良くなる、認知症予防のために開発されたコミュニケーション支援ロボット等が展示されている。

■ 質疑応答

- Q 寄り添いロボットは何の力で動いているのか。また、転んだ後に、装着している方を起こすような機能はあるのか。

A 転倒により引っ張られる力でモーターに通電する。あくまで転倒時のみに作動するシステムのため、立ち上げるような機能はない。寝たきりではないが、転倒リスクの高い方がいる介護施設で導入されている。

Q 企業が開発した機器の安全性について、センターで承認や保証をしているのか。

A 共同研究という形で有効性等についての評価を行っているが、当センターでの安全性を保証するといったものはない。

Q センサーに加えてA Iを搭載した、より高性能なロボットの実用化は目指しているのか。

A どんな環境でも活用できるロボットの開発を目的としている。実際に活用される病院や施設は、それぞれが異なる環境で再現性がなく、A Iだけでは対応できない状況も出てくるので、社会実装には様々な検証が必要である。また、単純に費用が高くなる問題もある。

Q あいちサービスロボット実用化センターには、中小企業からも問合せがあるのか。

A 中小企業の部品メーカーから、「この部品・技術が介護系の機器に活用できないか」という問合せも多くいただいている。県の産業的な目線が入っていることで、介護系だけでは手薄な産産連携の部分がカバーできていると考えている。



健康長寿支援ロボットセンターにて

産業労働企業委員会

1 調査日 令和8年5月25日(月)～26日(火)

2 調査先

- (1) 佐賀県工業技術センター・佐賀大学
＜佐賀県コスメティック構想＞(佐賀市)
- (2) スノーピークグラウンズ吉野ヶ里(神崎市)

3 調査の概要

- (1) 佐賀県工業技術センター・佐賀大学
＜佐賀県コスメティック構想＞

（重点産業分野の支援について）

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 国内市場の縮小や人手不足が深刻化する中、本県の優位性を生かす産業を支援し、税収や雇用効果が高く、地域に波及効果が見込まれる企業の集積を目指す必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 佐賀県では「コスメ産業」を重点産業と位置付け、日本で唯一の「コスメ産業専門部署」を立ち上げるとともに、佐賀県工業技術センター等の技術支援を通じて、地域資源を活用した産業としてコスメ産業を推進している。
- 原料商社、製造・検査企業、パッケージメーカー、物流などコスメ関連企業が集積する「唐津コスメパーク」があるほか、大手からベンチャーまで幅広い企業が立地するなど産業集積に関する取組も進めている。
- 連携する佐賀大学では、本年、国公立大初の学部横断型の化粧品科学教育プログラム「コスメティックサイエンス学環」を新設するなど、研究者育成や素材研究を支援している。

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- 同県では、平成25年より「コスメティック構想」を掲げ、県北部地域を中心に化粧品産業の集積化を推進した。産学官連携組織であるJCC（ジャパン・コスメティックセンター）の設立を契機に、企業・大学・行政が一体となって取組を進めている。
- 佐賀県工業技術センターでは、従来の食品分野における機能性研究に加え、平成30年より化粧品分野の研究を開始した。農林水産物の従来廃棄されていた素材を活用したコスメの開発を進めており、耕作放棄地の活用などの地域課題の解決と、地域資源を活用した産業振興を両立する取組を推進している。
- 佐賀大学では、本年、「コスメティックサイエンス学環」が発足した。企業と学生が共同研究を行うことで、地域の化粧品産業を支える専門人材の育成が進んでおり、研究開発と教育の両面で体制強化が図られている。
- コスメ業界と異業種の交流を促進する「コスメビジネスコミュニティ」を毎月開催し、県内外から多くの参加者が集まっている。また、余剰在庫の化粧品をひとり親家庭などに提供するコスメバンク活動や、障がい者施設との協働による作業支援など、社会貢献活動も積極的に展開している。

■ 質疑応答

- Q コスメ産業振興の地域メリットは何か。
- A 地元企業がコスメ製造に関わることでサプライチェーンが構築され、発注が地域内で循環する効

果が期待される。旅館のオリジナルアメニティや農産物加工品など、地域産業との連携も進み、地域経済の活性化につながっている。

- Q 学生の県外流出や就職先不足への対応はどうか。
- A 大学進学後の就職先不足は大きな課題であると認識している。コスメ関連企業の誘致や協業の促進により、地域内に新たな雇用機会を創出し、佐賀大学等と連携しながら若者が地元で働ける環境づくりを進めている。
- Q 情報発信にはどのように取り組んでいるのか。
- A InstagramなどのSNSを積極的に活用しているほか、地域の取組に関心を持ったインフルエンサーが自主的に取材・発信していただくケースが多くある。地域の努力が評価され、自然発生的に広報効果が生まれている。



佐賀県工業技術センターにて

(2) スノーピークグラウンズ吉野ヶ里 （官民連携による観光政策の推進について）

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 予算が限られる中、既存の観光資源の魅力を更に高めるため、民間を活用した観光政策の推進が求められている。

■ 視察先の概要と特色

- 吉野ヶ里歴史公園は、修学旅行などの観光客が多く訪れる一方で、滞在時間が短く、春と秋に利用者が集中しているほか、飲食店が少ないといった課題があった。
- 令和3年に官民連携検討会を設置し、民間企業へのサウンディング調査を実施したところ、民間側から積極的な提案意欲が確認されたことから、官民連携（Park-PFI）による手法で、既存の観光施設に新たな人の流れを作るためのハード面の整備やソフト面の取組などを推進する「吉野ヶ里歴史公園官民連携プロジェクト」を推進した。
- 令和5年に株式会社スノーピークが代表企業と

して選定され、キャンプ場や宿泊施設、飲食・物販・ライブラリーなどを整備した同施設が令和8年3月に開業、翌月には宿泊施設もオープンした。

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- 今回整備した同公園の西口エリアは、自動販売機があるのみであったため、利用者からは飲食サービスを求める声が多かった。また、地元からは、利用者の滞在時間が短く地域への効果が小さいとの声もあった。
- 県は、「遊び・学び・泊まる」をテーマに公園の価値向上と地域周遊を促すため、県内で初めてPark-PFI事業を導入し、財政部門を中心に、庁内の複数部局でプロジェクトを推進した。
- 令和8年3月に開業した「スノーピークグラウンズ吉野ヶ里」では、スターバックスや地鶏を扱うレストランのほか、160区画からなる九州最大級のキャンプサイトや弥生時代の建物をモチーフにしたコテージ・キャビンを整備した。また、歴史を学べるライブラリーや地場製品、工芸品を常設販売するショップを設置するなど、単なるキャンプ場ではなく、佐賀の魅力を体験・発信する拠点として設計された。
- 県と地元の神崎市、吉野ヶ里町で協議会を設置し、国内外に向けて共同プロモーションを実施している。また、国の交付金も活用しながら、地元産品（神埼そうめんやジビエ）とのコラボイベントや、公園外も含めた地域周遊の促進などのソフト事業を展開している。

■ 質疑応答

- Q Park-PFIの公募状況はどうだったのか。
- A 説明会には数者参加しており、複数者の応募を期待していたが、最終的に手を挙げたのは1者のみだった。公園の規模が大きく、単なるカフェ運営ではなく複合的なサービス提供が求められたことが影響したと考えられる。
- Q この施設が地域にもたらす効果をどう見込んでいるのか。
- A 吉野ヶ里周辺はこれまで宿泊施設が少なかった。コテージなどは、週末を中心に半年先までは予約が埋っており、年間3～4万人の宿泊客が新たに生まれる見込みである。近隣の飲食・温泉利用などで地域に消費を落とすなど、観光消費額の底上げが期待されている。

県土都市整備委員会

1 調査日 令和8年5月25日(月)～26日(火)

2 調査先

- (1) IGアリーナ（愛知国際アリーナ）（名古屋市）
- (2) 国土交通省中部地方整備局新丸山ダム建設事務

所、新丸山ダム建設地（岐阜県八百津町）

3 調査の概要

(1) IGアリーナ（愛知国際アリーナ）

（民間活力の活用によるアリーナの整備及び管理について）

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- アリーナ施設等の効率的な運営管理及び魅力度向上を図るため、民間活力の活用を検討する必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- IGアリーナは、民間事業者が自らの提案に基づいて施設を設計・建設し、完成後に県に所有権を移転する「BT（Build Transfer）方式」により整備された。県は「設計・建設費と維持管理・運営費」から「利用料金収入等を差し引いた額」をサービス購入料として支払うことで、設計・建設費400億円相当のアリーナ整備を、県負担額約200億円で実現している。
- 施設の維持管理・運営に当たっては、県が所有権を有したまま、運営権（30年間）を民間事業者を設定する「コンセッション方式」を採用している。これにより、民間事業者は長期的な見通しを持ち収益の最大化を目指した投資・運営に取り組むことが可能となるほか、施設のライフサイクル全体を通じた事業効果の向上が期待されている。

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- BT+コンセッション方式の採用により、民間事業者は貸館の利用料金収入に加え、スポンサーとの契約など様々な手法を活用して収益を確保する仕組みとなっている。
- この手法のメリットとしては、県が施設の所有権を有したまま、維持管理や運営等のリスクを事業者の責任において担わせることができる点に加え、民間事業者の知恵やノウハウを生かした効率的な運用が可能となる点が挙げられる。
- 運営事業者は株式会社愛知国際アリーナであり、設計から建設期間までは前田建設工業株式会社が、維持管理・運営期間については株式会社NTTドコモが代表企業を務めている。構成企業には、アメリカの世界的なスポーツ・音楽エンターテインメント企業であるAnschutz Sports Holdingsを含み、企業のノウハウを生かしながらグローバルアリーナを目指している。

■ 質疑応答

- Q 30年間の運営権を民間事業者に設定することだが、この30年という期間は民間事業者が黒字を確保するために必要な期間なのか。
- A 事業の方向性を検討する段階で、県として運営期間を30年と決定したが、その期間内で黒字とな

る事業計画が提案されるという前提で公募を実施した。

Q 30年間という長期間では、物価高騰など見通しが困難な要素もあるが、それに対して県はどのように対応するのか。

A 建設費については、資材費や人件費の高騰分に対応している。一方で、維持管理・運営費については現時点で対応は想定しておらず、事業者において運営の中で対応していくものと考えている。

Q 県民はI Gアリーナを旧愛知県体育館の後継施設と受け止めているのか、それとも別の施設として捉えているのか。

A I Gアリーナを後継施設と感じている方もいれば、別の施設と捉えている方もおり、受け止め方は様々であると考えている。県としては、名古屋が世界との交流を図る拠点となるよう、全く新しいグローバルアリーナとして事業を進めているところである。



I Gアリーナにて

(2) 国土交通省中部地方整備局新丸山ダム建設事務所、新丸山ダム建設地

(治水事業の推進について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 治水機能の確保に向け、施設の適切な維持管理・更新に計画的に取り組む必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 新丸山ダム建設事業は、国内有数の大河川である木曽川に位置する丸山ダムの洪水調節機能を維持したまま進める必要があるため、施工難易度が高く、先進的な技術が求められている。
- 同事業では、B I M / C I Mを活用した3次元情報の統合管理や、コンクリートに使用する骨材の製造からコンクリート打設までの一連の工程を集中監視室で制御する「自律型コンクリート打設システム」の導入など、様々なD Xが活用されて

いる。これにより、施工計画や安全管理の高度化をはじめ、建設現場の生産性向上や省人化、担い手不足への対応が図られている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 新丸山ダムは、既存の丸山ダムに一部が乗る形で、下流側に堤体を47.5m延長し、高さを20.2mかさ上げするダム建設事業である。
- ダム建設に用いている自律型コンクリート打設システムでは、コンクリートの運搬を担うケーブルクレーンと、投入されたコンクリートを締め固めるバイバックが連携を行っている。ケーブルクレーンは自律運転により、A Iが風速や揺れを自動で感知し、熟練オペレーターと同様の技術でコンクリートを揺れずに打設地点まで運搬することができ、施工時間の短縮につながっている。バイバックは、あらかじめ設定されたプログラムに基づき自動運転を行っており、各工程において自動運転や自律運転を行う事例はこれまでも存在するが、一連の工程を自動で実施する取組は国内初となっている。
- 技術者の働き方も大きく変化している。従来は現場において人が一つ一つ確認作業を行っていたが、現在は室内に設けられたD Xルームにおいて、モニターを確認しながら作業状況を把握することが可能となっている。このように室内での作業が可能となったことで、熱中症対策をはじめとした働き方改革にも寄与しているものと考えられる。

■ 質疑応答

- Q 自律型コンクリート打設システムは、今後様々な現場で応用されていくと思われるが、システムを稼働させるために必要な条件はあるのか。
- A 通信網が整備されていない場合、タイムラグにより誤差が生じるため、安定した通信環境を確保することが一つの条件であると考えている。また、自律化が進んだとしても完全に人員を不要とすることはできず、運用面や法整備などの課題もある。
- Q 自律型コンクリート打設システムの精度はどの程度か。
- A 数センチ単位の精度であると認識している。
- Q 従前と比較して省人力が図られているとのことだが、どの程度人員が削減されたのか。
- A 丸山ダム建設時には最大で約3,000人の作業員が従事していたが、新丸山ダムでは300～350人程度となっており、おおむね10分の1程度まで削減されている。

文教委員会

- 1 調査日 令和8年6月4日(木)～5日(金)
- 2 調査先

- (1) ことばの教室（大林）（豊田市）
- (2) 名古屋市立山吹小学校（名古屋市）

3 調査の概要

- (1) ことばの教室（大林）
（外国人児童・生徒に対する日本語初期学習支援について）

【調査目的】

■ 本県の課題

- 近年、日本語を話せない外国人児童・生徒の増加に伴い、教育現場の負担が増加しているため、担任の指導時間の確保や学校の負担軽減などが求められている。

■ 視察先の概要と特色

- 豊田市は自動車関連産業の発展に伴い多くの外国人が移り住み、教育現場では外国人児童・生徒の日本語によるコミュニケーション能力不足や教育現場の負担増加が課題となっている。
- 市内三つの小学校と一つの中学校内に「ことばの教室」を設置し、日本語が十分に話せない児童・生徒を対象に日本語初期学習支援を実施している。
- 児童・生徒が3か月程度在籍し学校生活に必要な日本語を学び、日本の学校に円滑に編入できるように支援している。
- 日本語だけでなく挨拶や学校のルールなど、日常生活に欠かせない生活習慣を教えることで、学校生活への適応を総合的にサポートしている。

【調査内容】

■ 聞き取り事項

- 令和8年5月1日時点の調査では、同市の小中学校に通う外国人児童・生徒数は1,443人で、調査開始以来過去最多となった。近年、外国人児童・生徒の多国籍化と散在化が進行している。
- 円滑に市内の小中学校に編入できるよう、学校生活で使う基本的な日本語の習得に加え、日本の学校文化に慣れるため、総合的な学習の時間や給食、掃除などの活動の練習を行っている。「ことばの教室」に通う児童・生徒の保護者にも日本の学校文化に慣れてもらうように説明を行っている。
- 小学生は入室後5週目以降、中学生は入室後3週目以降、週に1回在籍校に登校し、学校生活に慣れるよう取り組んでいる。
- 「ことばの教室」では、自分の伝えたいことを伝える姿勢を育てること、人の話を聞く姿勢を育てること、学校生活を休まず楽しんで通うことを大切に指導している。
- 「ことばの教室」以外にも、各学校に日本語教育適応学級担当教員、学校巡回指導員による日本語学習支援や外国人児童生徒等サポートセンターなどを通じて、保護者や教員への支援を総合的に行っている。

■ 質疑応答

Q 「ことばの教室」の在籍期間を経過した後も外国人児童・生徒への支援をしているのか。

A 各学校に派遣されている日本語指導員が継続して支援するとともに、編入後も「ことばの教室」の職員が様子を見に行くなど、在籍校に復帰後の支援を行っている。

Q 「ことばの教室」は最大何か国の児童・生徒を同時に受け入れることができるのか。

A 母語をなるべく使用せず、日本語を使用して指導するため何か国の児童・生徒でも受け入れることができる。

Q 「ことばの教室」の成果について具体的に設定しているものはあるのか。

A 成果指標として「日本語教育を受けて目標を達成することができたか」を設定している。令和7年度の達成率は小学生が85%程度、中学生が90%程度であり、少しずつ成果が出てきている。



ことばの教室（大林）にて

- (2) 名古屋市立山吹小学校
（自由進度学習について）

【調査目的】

■ 本県の課題

- ICTなどの技術革新や価値観の多様化などにより、社会が劇的に変化する中、こどもたち一人一人の個性を生かすとともに、その可能性を最大限に伸ばすための変革が求められている。

■ 視察先の概要と特色

- 名古屋市教育委員会が「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を推進するプロジェクト「ナゴヤ・スクール・イノベーション事業」の実践校である同校は、令和3年度から自由進度学習である「山吹セレクトタイム」に取り組んでいる。
- 異学年の探究学習である「ふれあい活動」も実践しており、学年の枠を超えた交流を通じて、多様な視点に触れる機会を創出している。

議 会 日 誌

(本会議・委員会等)

月 日	件 名
5月18日 ～19日	委員会県外視察（議 会 運 営）
25日 ～26日	委員会県外視察（企 画 財 政） ” （産 業 労 働 企 業） ” （県 土 都 市 整 備）
26日 ～27日	委員会県外視察（福 祉 保 健 医 療）
28日 ～29日	委員会県外視察（総 務 県 民 生 活）
6月4日 ～5日	委員会県外視察（文 教）
8日	各 会 派 代 表 者 会 議 議 会 運 営 委 員 会
15日 ～7月3日	6 月 定 例 会

(その他)

月 日	場 所	件 名
4月20日	埼玉県	13都道府県議会議長会会議
5月11日 ～12日	東京都	関東甲信越1都9県議会議長会会議

- 個人の学習状況の可視化や、自分の考えをまとめる際に I C Tやデジタルツールを活用しており、個人の状況に応じた対応を行えるよう取り組んでいる。

【調査内容】

■ 聞き取り事項

- 同市では、学びの方針として「ナゴヤ学びのコンパス」を定め、「子ども中心の学び」を理念に掲げている。この理念に基づき、同校では「自律して学び続ける子ども」をテーマに校内研究を進めている。
- 「山吹セレクトタイム」は、「自律して学び続ける子どもたち」の育成を目指して実践している。こどもたちの主体性を育むとともに、得意なことを伸ばし、苦手なことは自分のペースでじっくりと学べるようにすることを狙いとしている。
- 単元の目標や各時間のゴール、学習内容を記載した「単元進度表」と、1週間の学習計画を示す「週計画表」を自ら作成し、自己選択・自己決定に基づいて主体的に学習を進めている。
- 単元の導入時には一斉授業を行い、単元のゴールを確認するとともに、既習事項や日常生活との関連を意識させることで、こどもたちの学習意欲を高めている。
- こどもたち同士で意見交換を行ったり、振り返りを共有したりする場を設けるなど、協働的な学びが実現できるよう工夫している。

■ 質疑応答

- Q 自身で勉強を進められるこどもと進められないこども、積極的に質問をするこどもとそうではないこどもがいる。学力の差は出ないのか。
- A こどもへの声掛けが基本にはなるが、担任が一人一人の性格や個性を把握してサポートしていく。一斉授業と比較するとこどもたちにすぐ声を掛けることができるので、学力の差は出にくいと考える。
- Q 「山吹セレクトタイム」によりカリキュラムを最後まで達成できるのか。
- A 単元導入時は一斉授業を行い、その後自身で学習を進めていく。単元によっては最後にまとめを行い、効率よく進めることができている。
- Q 授業は担任の教師が一人で行うものか。一人の場合、負担は大きくないのか。
- A 原則は一人である。「山吹セレクトタイム」を進めていくと、こども同士で学びあう協働的な学びも生まれていくため、徐々に担任の負担は減っていくと考えられる。

請願は私たちの 権利です

請願は、国や県や市町村に私たちの声を反映させるための制度で、憲法上全ての人に保障されている権利です。

県議会議員の紹介があれば、県議会に請願をすることができます。議会開会日までに提出されたものは、その議会で審議し、その後に提出されたものは、次の議会で扱います。

紹介をお願いしようとする議員には、お早めに御相談ください。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課へ
(直通 048-830-6238)

本会議を 傍聴しませんか

本会議は、いつでも、誰でも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、議事堂4階の傍聴者受付で傍聴券を受け取り、入場してください。

傍聴席は現在216席あり、うち31席は車椅子の方も傍聴いただけるよう移動式となっています。

また、令和5年12月定例会から、一般の傍聴席とは別室で、お子さま（乳幼児および児童に限る）と一緒に気兼ねなく傍聴できる専用スペースが開設されました。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課
(直通 048-830-6238)

又は埼玉県議会ホームページ「傍聴のご案内」へ



夏休み親子参加イベント

「議事堂見学会と投票体験」を開催しました！

令和8年8月18日（火）、県議会の議事堂で、県内在住の小学4～6年生とその保護者を対象とした「議事堂見学会と投票体験」を開催しました。

この見学会は、県議会を身近に感じ、関心を高めてもらうため、平成26年度から実施しています。

参加したこどもたちは、普段入ることのできない本会議場や議長室を見学したり、委員会室で「昼休みを5分長くする議案」についての模擬委員会を実施したりしながら、県議会の仕組みや歴史を楽しく学びました。また、見学の後には、埼玉県選挙管理委員会が選挙のミニ講座や模擬投票体験を行いました。

参加したこどもたちから、「実際に委員会をやってみて学校とは全然違うのでびっくりした。」「議長や副議長の部屋を見られてよかった。」といった感想がありました。



模擬委員会の様子



投票体験の様子

※詳しくは県議会ホームページをご覧ください。→



〈表紙写真〉

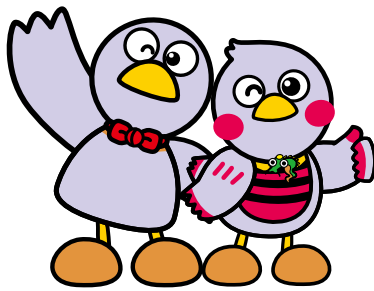
「第20回埼玉県議会フォトコンテスト」 入賞作品

タイトル「曼殊沙華に囲まれて」

馬場 歩さん 撮影

撮影場所 上尾市





埼玉県のマスコット 埼玉県のマスコット
「コバトン」 「さいたまっち」